決 算 概 況

令和 7(2025)年度決算





令和 7(2025)年 7 月にオープンした

国立駅南口子育ち・子育て応援テラス

国立市

はじめに

本冊子は、国立市の歳入・歳出の各項目について、令和6（2024）年度の決算状況と令和7（2025）年度の決算状況を比較分析することを本旨としており、また同時に、前年度との比較分析の中で、令和7（2025）年度の決算状況の推移・動向を捉え、注目すべきポイントを各カテゴリーにまとめたものです。

決算資料というのは、一見すると無機質な数値と指標の羅列であるため、それらから地方自治体の財政状況を読み取るには相応の労力が必要となります。しかし、数値や指標の意味や背景を分析し、年度ごとに前年度との増減理由を簡潔にまとめた記録があれば、財政分析が必要となった際に簡単に過去の状況を確認することができます。本冊子は、このような考え方に基づいて作成しています。

本冊子における各項目の数字は、国が地方財政全体の統計として実施している「地方財政状況調査（通称「決算統計」）」の数値を用いています。

地方自治体の歳入・歳出の主なものは一般会計に含まれていますが、条例を制定することで独自に特別会計を設けることができます。そのため、一般会計にどのような経費が含まれているかは各自治体で異なっていて、自治体間の比較ができません。そこで、決算統計では、国が示した統一の基準に基づいて「普通会計」の決算を各自治体が調製し、比較分析しています。なお、国立市の「普通会計」は、一般会計から介護保険事業会計（介護サービス事業勘定分）の額を控除する調整（純計控除）をしたものです。そのため、本冊子の決算額は一般会計決算書の数値とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

また、前述した「決算統計」の基準により決算資料を整理し、コンパクトにまとめたものが「決算カード」です。近年、自治体の財政を考える市民の方も積極的な活用を図っています。本冊子でも、速報値に基づくデータをもとに作成した令和7（2025）年度決算のカードを、巻末に添付しています。また、過去の決算カードは市のホームページに掲載していますので、あわせてご活用ください。

なお、巻末に財政用語等の解説をまとめた用語集を載せてありますので、本文中の専門用語等の意味を調べる際にご活用ください。

これからの国立市政に資するため、令和7（2025）年度決算に関する本冊子が活用されることを願います。

令和８（2026）年９月
国立市政策経営部政策経営課

目　次

Ⅰ　令和７（2025）年度決算について……5
■決算総括……5
Ⅱ　歳　入……6
■歳入総額……6
□地方交付税……8
□国庫支出金・都支出金……8
□市債・地方譲与税……9
□繰入金・財産収入・寄附金……10
Ⅲ　市　税……11
■市税全体……11
□個人市民税……11
□法人市民税……12
□固定資産税……12
□都市計画税……13
■収納率……14
Ⅳ　歳　出……15
■歳出総額……15
■性質別分類……17
□義務的経費……17
□投資的経費……19
□その他の経費……20
■目的別分類……22
Ⅴ　基　金……24
■基金……24
Ⅵ　市　債……25
■市債……25
Ⅶ　財政に関する指標……26
■経常収支比率……26
Ⅷ　健全化判断比率等……28
■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは……28
□経緯……28
□財政健全化法の概要……28
■令和７（2025）年度健全化判断比率及び資金不足比率……29
■各指標の分析……29
□実質赤字比率……29
□資金不足比率……30

□連結実質赤字比率 31
□実質公債費比率 31
□将来負担比率 32
Ⅸ　財政運営判断指標の推移 33
■国立市健全な財政運営に関する条例について 33
□経緯 33
□本条例の特徴 33
□特定目的基金を含めた実質単年度収支 33
□経常収支比率 34
□義務的経費比率 34
□人口１人あたりの基金現在高 35
□人口１人あたりの地方債現在高 35
□債務償還可能年数 36

巻　末　資　料
令和７（2025）年度決算カード
財政用語集

Ⅰ　令和７（2025）年度決算について

■決算総括

国立市の令和７（2025）年度決算総額（普通会計）は、歳入 396 億 2,495 万円、歳出 388 億 9,370 万円で、いずれも過去最大であった令和２（2020）年度決算額を下回るものの、前年度を上回り高い水準で推移しています。

令和７（2025）年度決算の特徴として、３年連続で普通交付税不交付団体であること、経常収支比率が 100％に近い水準で高止まりしていること、人件費の上昇の３点が挙げられます。

まず、普通交付税制度は、各自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域の住民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から地方自治体に交付される制度であり、国の定めた基準に従って算定し、基準財政収入額（市税等の標準的な税収入の一定割合により算定された額）が基準財政需要額（標準的な行政サービス提供のために要する費用）に対して不足する場合に国から普通交付税が交付される仕組みです。令和７（2025）年度は、こども子育て費等の増により基準財政需要額が増となりましたが、個人市民税の増等により基準財政収入額も増となったことで、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、普通交付税が不交付となりました。

次に、経常収支比率は、個人市民税や固定資産税等の地方税の増等により前年度比 2.0 ポイント改善し、97.0％となりました。経常収支比率とは、その年度における経常的な収入（市税、地方譲与税及び税連動交付金等）に対する経常的な支出（毎年必要になる経費）の割合で、この数字が低いほど自由に使える財源が多く、財政の弾力性があるなどと表現されます。前年度に比べ改善はありましたが、依然弾力的な財政運営が行えない構造となっている状況です。

最後に、人件費の上昇について、物価高騰の影響による民間の賃上げ等、社会情勢に合わせた職員給の増がありました。今後においても、物価高騰や少子高齢社会の進展を受けて、人件費や扶助費、繰出金がさらに増える可能性が高く、公共施設の老朽化対策といった課題も山積していますので、財源確保及び経費削減について一層努めていく必要があります。

図表１　令和７（2025）年度普通会計決算概要と前年度比較

	令和７（2025）年度	令和６（2024）年度	主な増減理由等
歳入総額（千円）	39,624,947	38,963,396	都支出金 +774 百万円
歳出総額（千円）	38,893,697	38,447,010	児童福祉費 +732 百万円
形式収支（千円）	731,250	516,386	
翌年度繰越財源（千円）	34,665	42,653	（事故繰越及び繰越明許費分）
実質収支（千円）	696,585	473,733	（翌年度繰越金）
実質単年度収支（千円）	112,859	△459,150	

Ⅱ　歳　入

■歳入総額

歳入総額は 396 億 2,495 万円、前年度比で+1.7%、6 億 6,155 万円のプラスとなりました。

歳入の主な特徴ですが、**市税**は、定額減税の制度終了及び個人市民税所得割の伸びにより増加しました。また、現年・滞納分を合わせた収納率は令和 6（2024）年度とほぼ同水準であり、現年・滞納分を合わせた収納率は多摩 26 市でも高い水準となりました。

税連動交付金は、地方消費税交付金が 1 億 5,264 万円、法人事業税交付金が 2,984 万円、株式等譲渡所得割交付金が 3,605 万円の増となったため、全体としても増となりました。

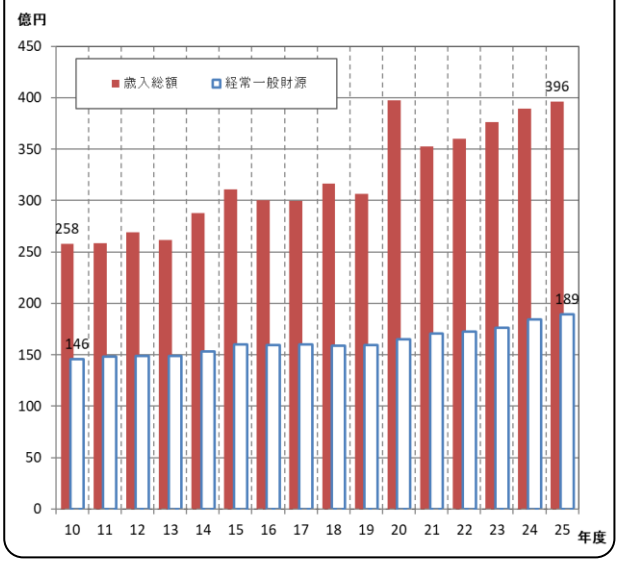
この影響により、経常一般財源等（市税などの「一般財源」のうち、その年度のみ、期間限定など臨時的に収入されるお金ではなく、事業の有無にかかわらず、毎年経常的に収入されるお金）は前年度比で+2.7%、4 億 9,916 万円の増となりました。

国庫支出金は、児童手当負担金や社会資本整備総合交付金（耐震分）の増により、1 億 3,760 万円の増となりました。

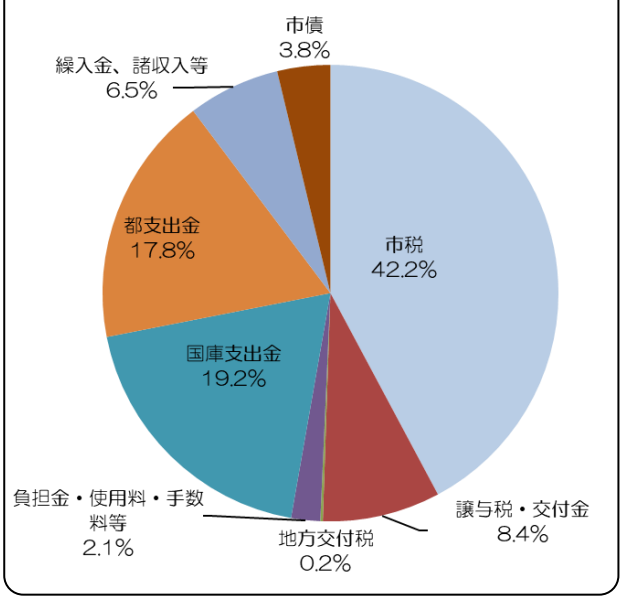
繰入金は、財政調整基金の取崩しを前年度から 2 億 5,000 万円減の 3 億 5,000 万円としたことなどから、全体として 3 億 409 万円の減となりました。

地方債は、起債対象となる投資的経費が減額となったことに伴い、減となりました。

図表２　歳入総額と経常一般財源の推移



図表３　令和７（2025）年度普通会計歳入決算額の内訳



上記のような理由から、結果として、歳入全体では前年度に比べプラスとなりました。

＜歳入項目一覧＞

項目名	説明
市税	市の行政に要する経費を賄うために、地方税法の規定に基づき市民等から強制的に徴収する課徴金。国立市の税目は、市民税、固定資産税、市たばこ税、軽自動車税、都市計画税がある。
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされている税。国立市に譲与されるものには、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税がある。
利子割交付金	預貯金等の利子に対し課税される都民税利子割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
配当割交付金	上場株式等の配当などに対して課税される都民税配当割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
株式等譲渡所得割交付金	源泉徴収口座内の株式等の譲渡益に課税される都民税株式等譲渡所得割の収入額に 0.99 を乗じた額の 3/5 に相当する額が、個人都民税の収入率に応じて区市町村に交付されるもの。
地方消費税交付金	消費税のうち、地方消費税として徴収される額（22/78 分）を財源とし、1/2 が都道府県に、1/2 が区市町村に分配されるもの。なお、税率引き上げ分については、社会保障施策に充てることとされている。
自動車取得税交付金	自動車取得者に対して課税される自動車取得税の収入額に 0.95 を乗じた額の 7/10 に相当する額を、区市町村道の延長及び面積で按分した額が区市町村に交付されるもの。
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の収入額に 0.95 を乗じた額の 43/100 に相当する額を、区市町村道の延長及び面積で按分した額が区市町村に交付されるもの。
法人事業税交付金	都道府県が徴収した法人事業税収入額の一部を従業者数で按分して得た額のうち、各市町村に係る額を交付されるもの。
地方特例交付金	国の制度変更等による税収の低下を補てんするため、税制の抜本的な見直しが行われるまでの間、国から区市町村へ交付されるもの。
地方交付税	地方財政計画に基づいて、地方自治体に交付されるもの。普通交付税と特別交付税がある。
交通安全対策特別交付金	交通反則金を財源として、道路交通安全施設整備の経費に充てるために国から交付されるもの。
負担金・使用料・手数料	行政サービスや公共施設等の利用等の対価として徴収する受益者負担金。
国庫支出金	国から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある国庫負担金、特定の事業を推進する目的で交付される国庫補助金、事務委託に伴って支払われる国庫委託金がある。
都支出金	都から地方自治体に支払われる収入金。法令にその負担割合の定めがある都負担金、特定の事業を推進する目的で交付される都補助金、事務委託に伴って支払われる都委託金がある。
繰入金	基金や他の会計からの収入金。
繰越金	前年度から繰り越された収入金。
財産収入	土地等の財産を売却又は運用して得た収入金。
寄附金	個人や法人から寄附された収入金。ふるさと納税制度による寄附金等。
諸収入	上記以外の収入金。財団法人からの補助金、他の地方自治体からの負担金等も含まれる。

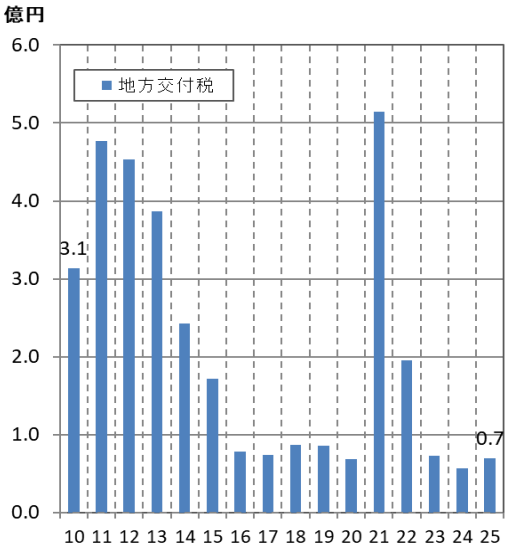
税連動交付金

□地方交付税

地方交付税交付金は、財源が不足する団体に交付される「普通交付税」（地方交付税全体の 94%）と、災害などの特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」（地方交付税全体の 6%）があります。一般的な報道等における、交付・不交付団体の区別は「普通交付税」の交付の有無によります。

地方交付税交付金は 6,971 万円、前年度比で +22.0%、1,257 万円のプラスとなりました。令和 7（2025）年度は、昨年度と同様に普通交付税は交付されず、特別交付税が 6,971 万円でした。

図表４　地方交付税の推移

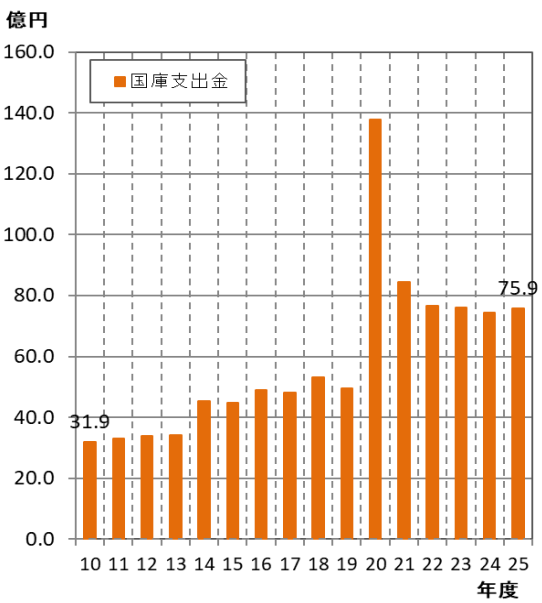


普通交付税の交付・不交付の推移

H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(R1)(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
不交付	不交付	交付	不交付	不交付	交付	交付	不交付	不交付	不交付

※令和 4(2022)年度は、当初算定時は不交付団体であったが、再算定により交付団体となった。

図表５　国庫支出金の推移



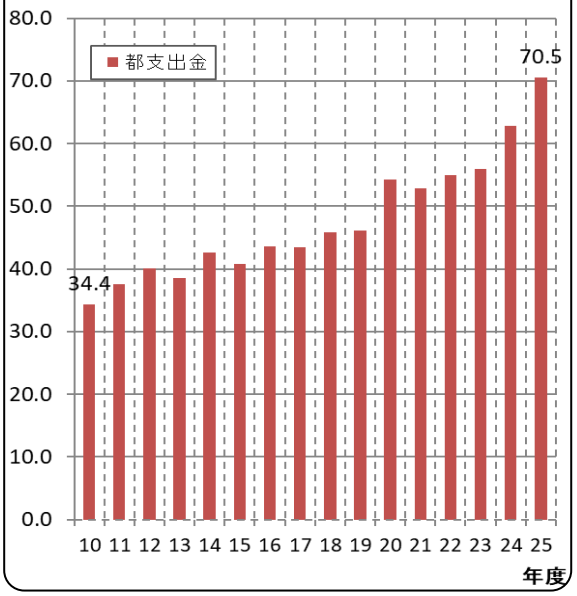
□国庫支出金・都支出金

国庫支出金と**都支出金**は、特定の事業を推進することを目的として交付される補助金、国や都が一定割合の経費を負担する目的で支払われる負担金、市への事務委託に伴って支払われる委託金があります。これらのうち、補助金や委託金は事業実施の有無により年度間で大きく増減しますが、生活保護費負担金や障害者自立支援給付費負担金などの負担金は、支出額に対する国等の負担割合が法令で定められています。

国庫支出金は 75 億 8,926 万円、前年度比で +1.8%、1 億 3,760 万円のプラスとなりました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が減となったものの、児童手当負担金や物価高対応子育て応援手当支給事業補助金の増に伴って、総額では増となりました。

都支出金は、70 億 5,167 万円、前年度比で+12.3%、7 億 7,348 万円のプラスとなりました。子供の遊び場等整備事業補助金や保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金の減があったものの、緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金や保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金等の増に伴って総額では増となりました。

図表６　都支出金の推移

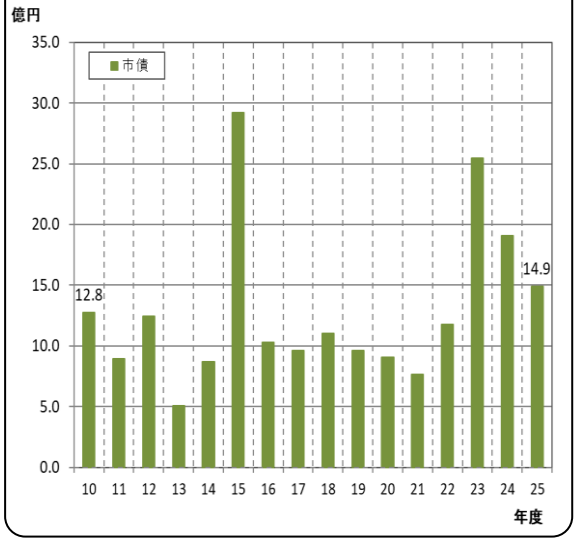


□市債

市債は 14 億 8,880 万円、前年度比で△22.0%、4 億 2,100 万円のマイナスとなりました。市債は、起債の対象となる事業実施の有無や規模により借入額が増減する傾向があります。

なお、市債を財源として行った主な公共事業等は、「旧本田家住宅復元事業」、「国立第二小学校改築事業」、校舎の天井材等の落下防止対策工事を行う「小学校非構造部材耐震化対策等事業」などがあります。また、臨時財政対策債は令和 7（2025）年度は国全体で発行可能額がゼロとなったことから、国立市も発行していません。

図表７　市債の推移

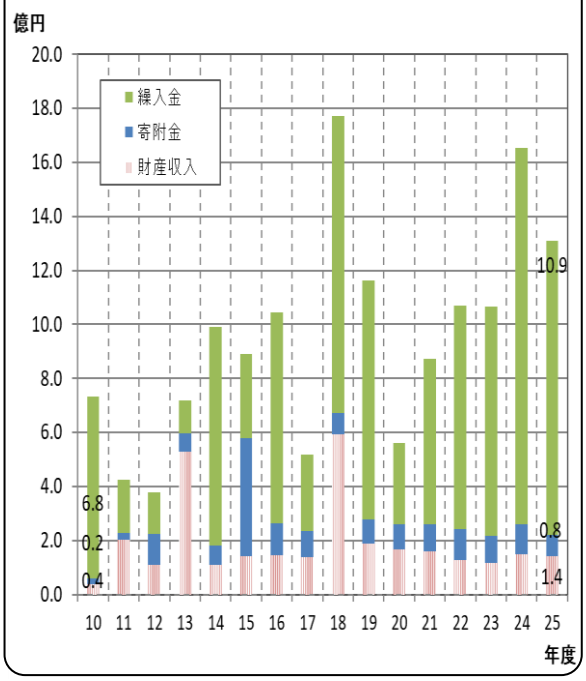


□地方譲与税（森林環境譲与税）

森林環境譲与税は、令和元（2019）年度に創設された地方譲与税のひとつで、交付額は 931 万円となりました。森林環境譲与税は、森林整備等に必要な財源を確保するために創設された「森林環境税」を原資とし、国から譲与される目的税であり、木材利用の促進、森林整備に関する普及啓発等の事業に充てることとされています。なお、充当後の余剰金は基金に積み立てを行うこととしています。

充当状況	金額	備考
令和 7（2025）年度　歳入額（①）	9,309 千円	森林環境譲与税譲与額
令和 7（2025）年度　歳出額（②）	9,309 千円	北秋田市との森林整備の実施に関する協定に基づく事業負担金，マタギの地恵体験学習会派遣事業費及び国立駅南口子育ち・子育て応援テラスにおける木製什器購入費
令和 7（2025）年度　余剰金（①－②）	0 千円	

図表８　繰入金・財産収入・寄附金の推移



□繰入金・財産収入・寄附金

繰入金は 10 億 9,072 万円、前年度比で△21.8%、3 億 409 万円のマイナスとなりました。令和 7（2025）年度は 4 年連続で財政調整基金の取崩しを行いましたが、取崩しを前年度から 2 億 5,000 万円減の 3 億 5,000 万円としたことなどから、全体で減となりました。

財産収入は、1 億 4,221 万円、前年度比で△4.5%、677 万円のマイナスとなりました。令和 7（2025）年度の旧道路及び水路売払収入が令和 6（2024）年度より減になったことから、全体で減となりました。

寄附金は 7,671 万円、前年度比で△30.6%、3,384 万円のマイナスとなりました。

◆「ふるさと納税」とは？

「ふるさと納税」は、平成 20（2008）年に地方税法が改正されて制度化されました。「納税」ということが入っていますが、実際には地方自治体に寄附した金額が所得税及び個人住民税から控除される仕組みになっています。制度導入の目的は、地方から都市部へ就職するなどして故郷を離れた人に、地元自治体への寄附を促すことにより、地方活性化を狙ったものでした。しかしながら寄附先は出身自治体に限られていませんので、全国の自治体が寄附の返礼品として地元の特産品を贈るなど工夫を凝らし、産業振興や財源確保に取り組んでいます。

国立市においても、平成 23（2011）年度から「くにたち未来寄附」として制度を開始し、返礼品や使い道を選べるようにして寄附を募ってきました。

令和 7（2025）年度は総額 7,662 万円（年度末時点の決済総額）のご寄附をいただきました。いただいた寄附金は、市政のさらなる発展のため、貴重な財源として有意義に活用していきます。

一方、令和 7（2025）年度の寄附金税額控除額（市税の減収分）は 5 億 7,236 万円で、ふるさと納税の差引収支額は 4 億 9,574 万円のマイナスとなっており、このマイナス額は令和 7（2025）年度の図書館、公民館及び北・南市民プラザの 4 施設合わせた事業費に相当する額となります。

また、マイナス額は年々拡大しておりこの状況が続けば、市民に提供する行政サービスの低下につながりかねず、大変深刻な問題として捉えています。



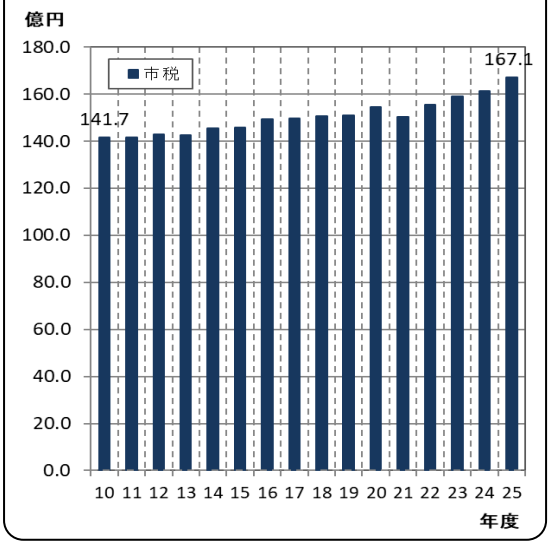
Ⅲ 市 税

■市税全体

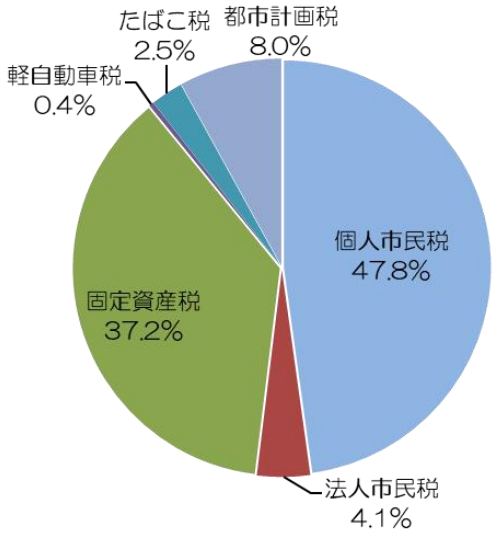
市税全体では 167 億 1,450 万円、前年度比で+3.7%、5 億 9,418 万円のプラスとなりました。収納率は高水準で推移しており、法人市民税を除くすべての税目で増収となりました。また、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税は過去最高額を更新しました。

税目ごとでは、法人市民税は法人税割が皆減となった法人があったことにより減収となりましたが、個人市民税は納税義務者や給与所得の増、固定資産税及び都市計画税は家屋の新築により増となったこと等により増収となりました。

図表９　市税の推移



図表 10　令和７（2025）年度市税収入決算額の内訳



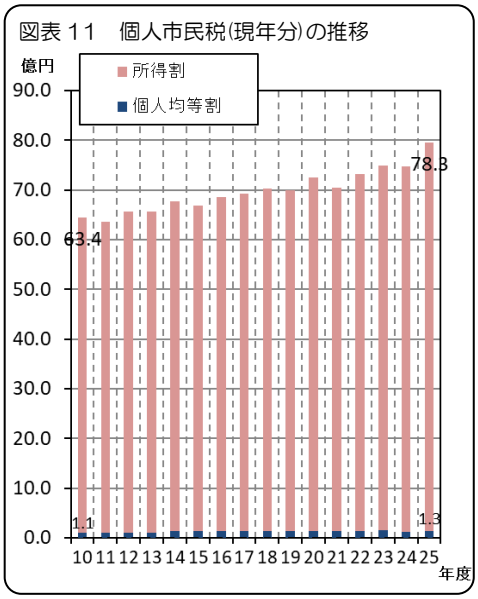
□個人市民税

個人市民税は 79 億 9,011 万円、前年度比で+6.5%、4 億 8,671 万円のプラスとなりました。増収の要因は、納税義務者数の増や給与所得の増、定額減税の制度終了などが挙げられます。

個人市民税は、所得税とは異なり、前年の所得に対して課税されるため、景気変動の影響はその翌年度に表れてくる傾向にあります。国立市の市税は、給与所得者の所得に対する個人市民税所得割が大半を占めていることから、その動向は市の歳入に大きく影響を与えます。

昨今の経済情勢では、春闘の賃上げ率が 3 年連続で 5%台となったこと、政策金利の上昇、物価高騰の影響が続いていること等、今まで以上に変化が目まぐるしく、これらが税収に与える影響について今後も注視していく必要があります。

図表 11　個人市民税(現年分)の推移

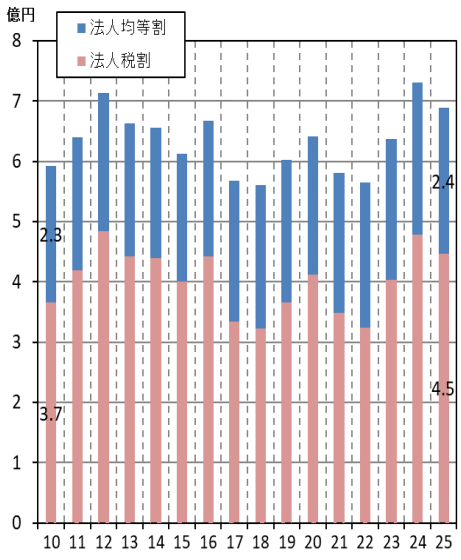


□法人市民税

法人市民税は6億9,005万円、前年度比で△5.6%、4,102万円のマイナスでした。一部法人において、法人税割が皆減となり法人均等割のみになったことなどから減収となりました。

法人市民税は、市内事業所の従業員数や規模などによる均等割と、国税である法人税額に連動する法人税割があります。景気動向に大きく左右されるため、今後の動向について目測を立てるのが難しい税目となっており、個人市民税と同様に今後の景気動向を注視する必要があります。

図表12　法人市民税(現年分)の推移

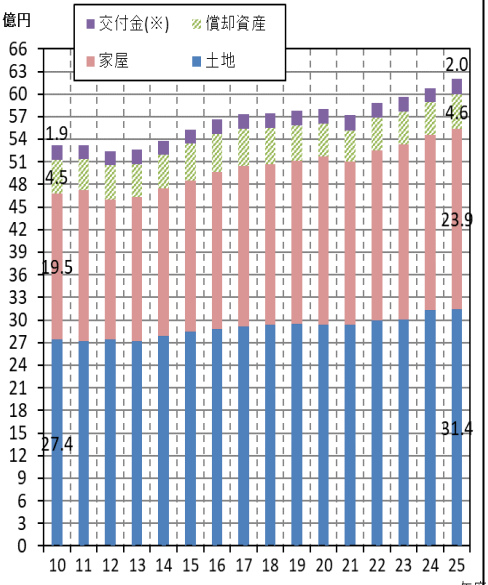


□固定資産税

固定資産税は62億1,064万円、前年度に比べ+2.0%、1億2,280万円のプラスとなりました。家屋分が家屋の新築により増加したことなどにより、全体で増となりました。

固定資産税は、市税収入のうち個人市民税に次ぐ税目であり、市の税収の約4割を占めています。また、景気動向にも影響されにくい性質をもっており、比較的安定している財源といえます。

図表13　固定資産税(現年分)の推移



※　国有資産等所在市町村交付金

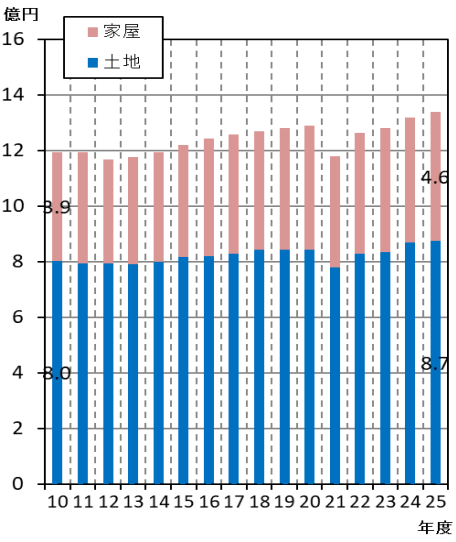
□都市計画税

都市計画税は 13 億 4,076 万円、前年度に比べ+1.6%、2,073 万円のプラスとなりました。固定資産税と同様の増要因により、全体で増となりました。また、都市計画税は目的税であるため、都市計画道路整備事業などの都市計画事業や、都市計画事業のために借入れた市債の償還経費などに充当しています。

平成 29（2017）年度決算において、都市計画事業に都市計画税を充当した結果、初めて余剰金が生じました。以降、令和 7（2025）年度においても、8 億 1,587 万円の余剰金が生じています。

余剰金は、後年度の都市計画事業に充当するための基金に積み立てをすることが適当であるとされています。そのため、平成 30（2018）年度に「都市計画事業基金」を創設し、余剰金の積み立てを行っています。

図表 14　都市計画税(現年分)の推移



図表 15　令和 7（2025）年度都市計画税充当状況

(単位：千円)

	事業費	財源内訳					
		国庫支出金	都支出金	地方債	負担金・その他	一般財源等（都市計画税含む）	うち都市計画税充当可能額
街路事業	112,863	20,000	10,000	0	52,000	30,863	30,863
公園事業	495	0	0	0	0	495	495
下水道事業	576,290	75,400	81,200	292,700	126,990	0	0
その他	86,345	0	0	0	0	86,345	86,345
地方債償還	828,043	0	0	119,000	301,855	407,188	407,188
合計	1,604,036	95,400	91,200	411,700	480,845	524,891	524,891

都市計画税充当可能額（A）	524,891
都市計画税収入（B）	1,340,763
余剰額（B）－（A）	815,872

■収納率

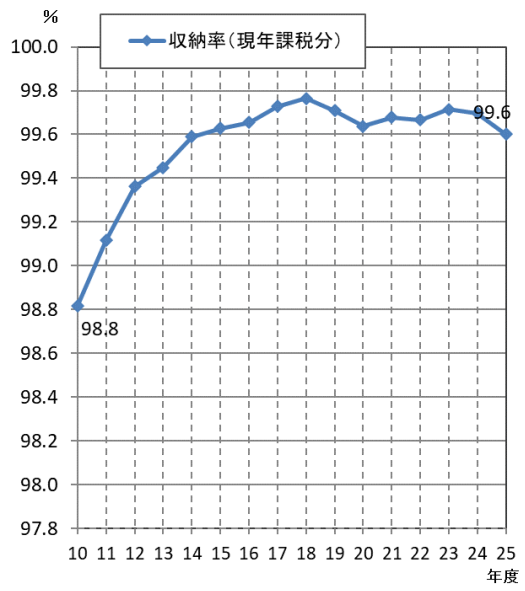
市税の収納率は、平成 20（2008）年度の収納課創設以来、高水準を維持しています。現年分（その年度に課税額を決めて、納付を求めた分）については、前年度同水準の 99.6%に、滞納繰越分（課税年度に納付を求めたが、課税年度には納付がなく、翌年度以降に引き続き納付を求めた分）については、前年度の 60.3%から 63.2%となり、全体では前年度と同水準の 99.5%となりました。この率は多摩 26 市の中でも高水準であり、全国でもトップ水準の収納率です。

収納率向上の取り組みは、市税収入の確保だけにとどまっていません。市町村総合交付金における経営努力割の増につながるほか、国民健康保険特別会計では、国民健康保険税の収納率が向上したことについて、国民健康保険事業補助金等の算定上、プラス評価として反映されます。

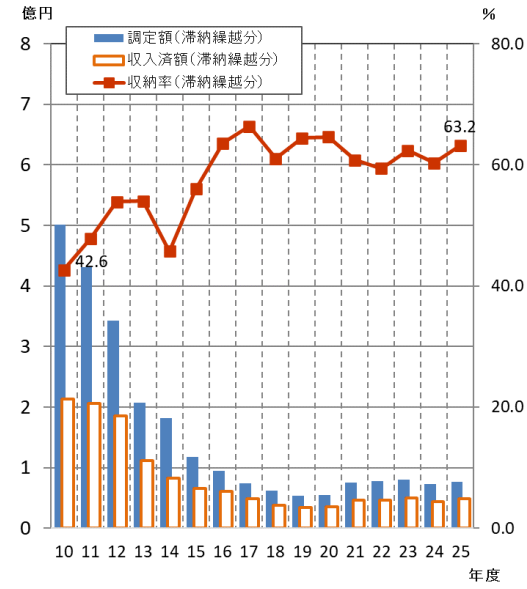
また、図表 17 のとおり、滞納繰越分は収納率が上がった分整理が進みますので、調定額は低い水準で推移しています。収納率はすでに高い水準であり、調定額が減るにつれ、収入額も同様に低い水準が続くことが見込まれます。

なお、収納率が 1%減少すると税収が約 1 億 7,000 万円減少します。これは障害者センター管理運営事業費の約 1 億 7,000 万円に相当するもので、税収が減少すると市の事業全体の見直しをしなければならないことから、継続的に徴収率を維持する努力が必要となります。

図表 16　収納率（現年分）の推移



図表 17　収納率（滞納繰越分）の推移



Ⅳ 歳 出

■歳出総額

歳出総額は 388 億 9,370 万円、前年度比で+1.2%、4 億 4,669 万円のプラスとなりました。

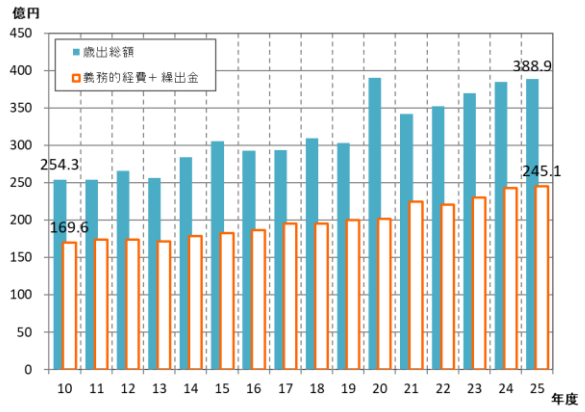
令和 7（2025）年度は、大規模事業に係る投資的経費は減となったものの、人件費の増などから、全体として増となりました。

義務的経費（法令又は契約上、毎年度義務的に支出が見込まれ、行政の裁量性が小さい人件費、扶助費、公債費の合計）については、職員給や、支給月数改定に伴う期末勤勉手当の増等により人件費が増となりました。また、定額減税補足給付金及び住民税非課税世帯対象臨時給付金が皆減となったものの、児童手当や定額減税不足額給付金の増等により扶助費も増となり、義務的経費全体で 213 億 2,691 万円、前年度比で+1.4%、2 億 9,833 万円のプラスとなりました。

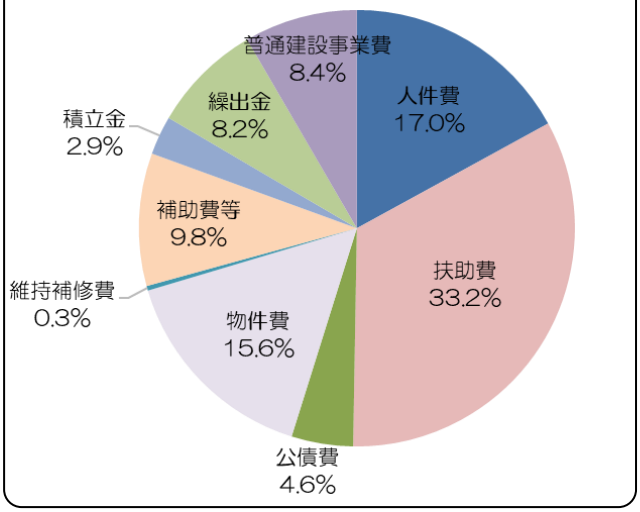
歳出の分類では「性質別分類」と「目的別分類」があり、「性質別分類」は人件費や扶助費といったように、経費の性質から見た分類のことで、「目的別分類」は議会費や教育費といったように、支出の行政目的に応じた分類のことです。

図表 19 及び 20 から見て取れるように、性質別では扶助費が、目的別では民生費がその多くを占めていますが、これは社会保障関係経費が多いことを示しています。特に民生費については、近年、全体の半数を占めるようになっており、こうした状況は社会保障関係経費の増加に伴い今後も続くことが見込まれます。また、近年の傾向として、第二小学校の改築等の工事費により、全体に占める教育費の割合が大きくなっています。

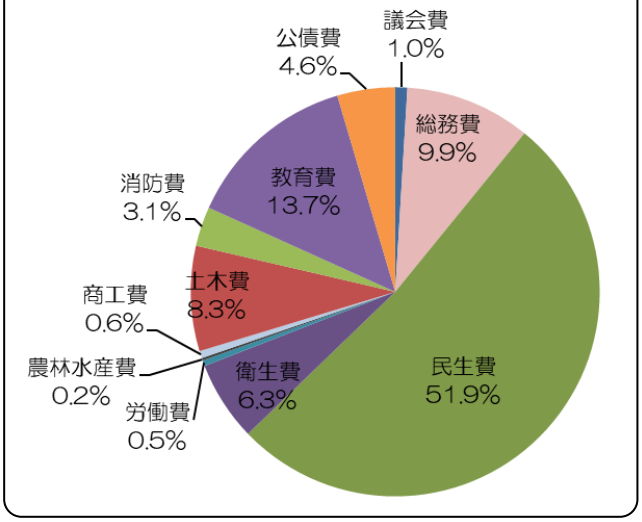
図表 18　歳出総額の推移



図表 19　令和 7（2025）年度普通会計歳出決算額の性質別内訳



図表 20　令和 7（2025）年度普通会計歳出決算額の目的別内訳



＜歳出項目一覧（性質別分類）＞

項目名		説明
人件費	義務的経費	職員給与、議員報酬、附属機関委員報酬、福利厚生などにかかる費用。
扶助費	義務的経費	社会保障施策として、現物又は金銭の給付にかかる費用。
公債費	義務的経費	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。
物件費		消耗品、光熱水費、委託料など消費的な性質の費用。
維持補修費		施設の維持・補修にかかる費用。
補助費等		団体・個人に対する補助金や、謝礼等。
積立金		基金の積立にかかる費用。
投資及び出資金・貸付金		法人に対する投資、出資や貸付にかかる費用。
繰出金		他の会計に対する支出。
普通建設事業費	投資的経費	建設工事や高額の備品購入にかかる費用。投資的経費。
災害復旧事業費	投資的経費	天災により破壊された施設等の復旧に要する費用。
失業対策事業費	投資的経費	失業者の雇用対策に要する費用。
諸支出金		上記以外の支出。普通財産取得費などが含まれる。

＜歳出項目一覧（目的別分類）＞

項目名	説明
議会費	市議会の運営にかかる費用。
総務費	公共施設の管理や行政全般の運営にかかる費用。
民生費	子育て施策、高齢者施策、しょうがいしゃ施策などの社会福祉施策にかかる費用。
衛生費	公衆衛生やごみ処理、環境施策にかかる費用。
労働費	労働施策にかかる費用。
農林水産費	農林水産業施策にかかる費用。
商工費	商業振興施策にかかる費用。
土木費	道路、公園、下水道等のインフラ整備や都市計画にかかる費用。
消防費	消防活動や防災施策にかかる費用。
教育費	学校教育や社会教育にかかる費用。
公債費	過去に借り入れた市債の償還にかかる費用。

■性質別分類

□義務的経費

人件費は、職員、会計年度任用職員、議員、委員などに対する給与や報酬、共済組合等負担金などのことを言います。総額では 66 億 2,560 万円、前年度比で+2.5%、1 億 6,458 万円のプラスとなりました。退職手当が減となったものの、物価高騰の影響による民間の賃上げ等、社会情勢に合わせた給料表の改定による給料の増や、支給月数改定による期末勤勉手当の増等により、増となりました。

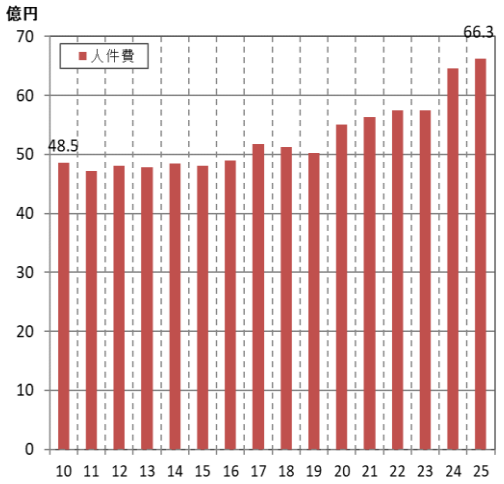
人件費のうち職員給は、31 億 7,243 万円、前年度比で+3.0%、9,222 万円のプラスとなりました。前述の給料の増や期末勤勉手当の増等により、職員給全体でも増となりました。国立市は人件費の割合が顕著に高くなっており、人口一人当たりの職員給が多摩 26 市で 3 番目、人口一人当たりの会計年度任用職員報酬・手当が多摩 26 市で 1 番高いという特徴があります。

扶助費は、生活保護費、障害者自立支援給付費、児童手当など、生活をサポートするための社会保障の一環として、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っているさまざまな扶助（援助）に要する経費です。目的別では生活保護費、しょうがい者に対する扶助費を中心とした社会福祉費、高齢者に対する扶助費の高齢者福祉費、子どもに対する扶助費の児童福祉費などに分類されます。

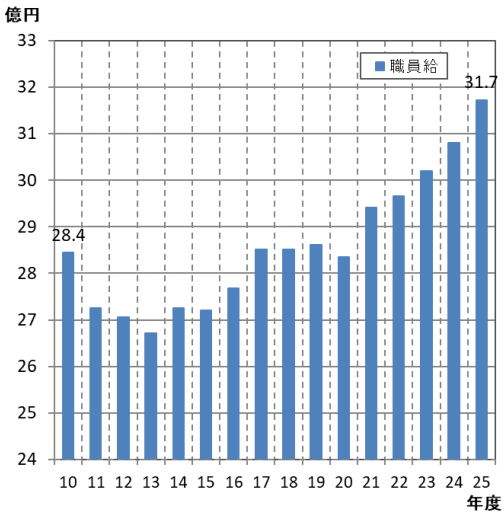
扶助費総額は、129 億 2,521 万円、前年度比で+1.1%、1 億 2,672 万円のプラスとなりました。歳出総額に占める割合が最も高い経費となっています。

定額減税補足給付金及び住民税非課税世帯対象臨時給付金が皆減となったものの、制度拡充の通年化による児童手当の増や、定額減税不足額給付金及び物価高対応子育て応援手当の増等により、総額として増となりました。

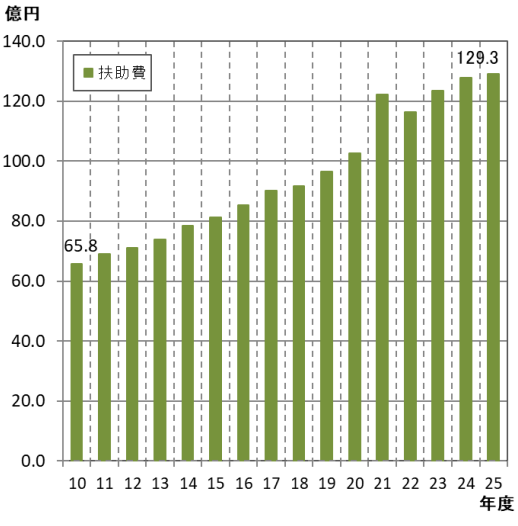
図表 21　人件費の推移



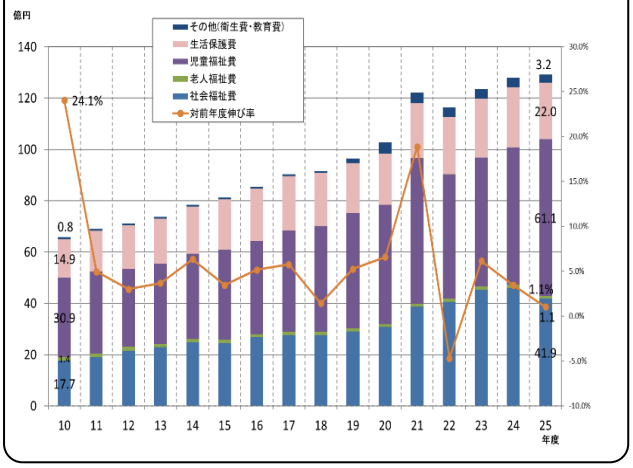
図表 22　職員給の推移



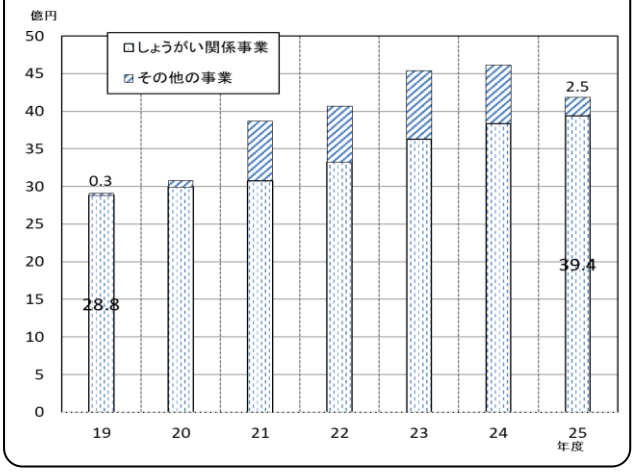
図表 23　扶助費の推移



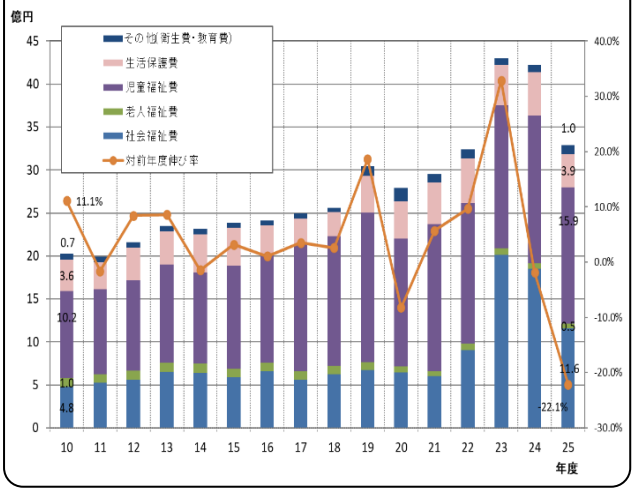
図表 24　扶助費内訳（歳出額）の推移



図表 24-2　扶助費（社会福祉費）内訳の推移



図表 25　扶助費内訳（一般財源で負担する額）の推移



生活保護費の扶助費は、総額で 22 億 397 万円、前年度比で△6.2%、1 億 4,488 万円のマイナスとなりました。令和 7（2025）年度末時点での生活保護の受給世帯数は 963 世帯、受給者数は 1,160 人となりそれぞれ前年度から 23 世帯、6 人の減少となりました。生活保護費のうち、大きな割合を占めるのは医療費に対する扶助ですが、保護を受けられている方の状況の変化により増減します。高齢化の進行もあり、生活保護費は今後も高い水準で推移するおそれがあります。

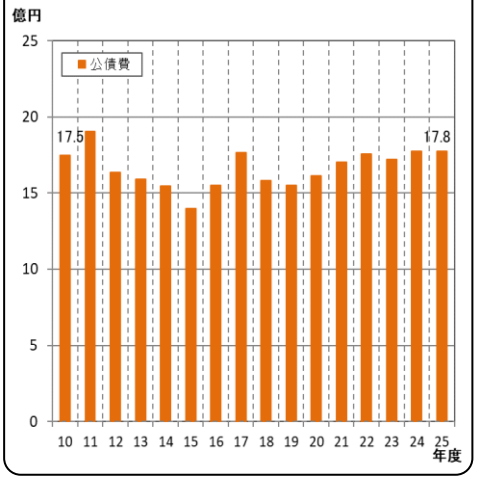
社会福祉費の扶助費は、現金給付である福祉手当やサービス給付である障害者自立支援給付費など、しょうがい者に対する扶助が中心の経費です。総額は 41 億 8,550 万円、前年度比△9.3%、4 億 2,847 万円のマイナスとなりました。令和 6（2024）年度に定額減税補足給付金及び住民税非課税世帯対象臨時給付金を臨時的に実施していたことが要因として挙げられます。

しょうがい者数は身体 1,983 人、知的 744 人、精神 1,285 人（いずれも令和 8（2026）年 4 月 1 日時点）となり、対象者数増に伴うサービス支給量の増加により障害福祉サービス費が伸び、しょうがい関係事業費としては増となりました。サービス類型のうち、訓練等給付ではグループホーム等の居住系サービス、障害児通所支援では児童発達支援や放課後等デイサービスの支給決定数が緩やかに伸びています。

国立市は、身体しょうがい者のうち、全国的に見ても重度者が多い自治体です。障害者自立支援給付費の中では、訪問系サービスが最も大きな割合を占めていますが、そのうち重度者に対する訪問介護サービスである、重度訪問介護の額が大きな割合を占めています。人口に対する重度訪問介護支給決定者数は、多摩 26 市の中でもトップに位置し、他市平均の 3 倍以上となっています。

児童福祉費の扶助費は、児童手当などの現金給付に加え、保育所運営委託料や公立保育園の運営経費が中心です。総額は 61 億 918 万円、前年度比で+14.0%、7 億 4,940 万円のプラスとなりました。主な要因としては、令和 6（2024）年 10 月の児童手当法改正により児童手当の支給対象児童等

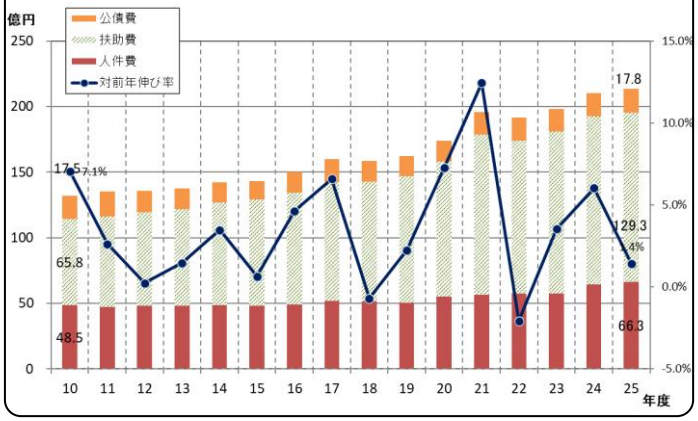
図表 26　公債費の推移



を拡充したことに伴う児童手当支給事業費の増や、物価高対応子育て応援手当の支給、公定価格改定に伴う単価増等による保育所運営委託料の増などが挙げられます。

社会問題化した待機児童数は、令和 8（2026）年 4 月 1 日現在、7 人（新定義）となっています。市ではこれまで待機児童解消のため、保育園の新設や既存施設の定員増などの取り組みを行ってきました。このことなどから児童福祉費の扶助費が増加してきましたが、公定価格の増額改定が続いていることに伴い、今後も保育所運営委託料等が増えていくことが予測されるため、扶助費の増加が見込まれます。

図表 27　義務的経費の推移

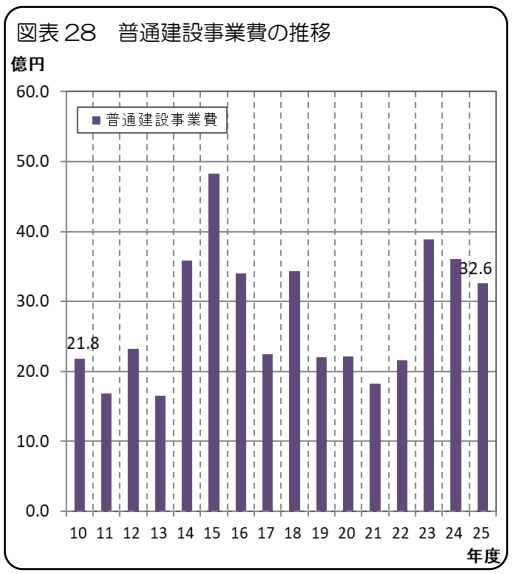


ただし、扶助費の中には法令で市町村による支給が義務付けられているものも多く、それらの大半には国や都の財源が充当されています。したがって、総額と別に扶助費のうち一般財源充当額についても注意を払う必要があります。令和 7（2025）年度においては、図表 25 のとおり、前年度から大幅に減少していますが、これは決算統計上の分類では一般財源等として計上されていた物価高騰対応に係る臨時交付金の充当事業費（定額減税補足給付金給付事業費等）が減少したためです。

公債費は、過去に借りた市債（借金）の元利償還金です。総額は 17 億 7,610 万円、前年度比で△0.1%、113 万円のマイナスとなりました。また、償還額が新規借入れよりも大きかったため、地方債残高は減となっています。

義務的経費全体では、前年度に比べ増となっており、特に人件費と扶助費の割合が高い特徴があり、多摩 26 市の中でも最も高い水準になっています。市の財政規模に対する義務的経費の比率が高まると、裁量性が低下し、柔軟な行政運営の支障となることから、「国立市健全な財政運営に関する条例」において、指標の 1 つとしています（35 ページ）。

図表 28　普通建設事業費の推移



□投資的経費

投資的経費とは、**普通建設事業費、災害復旧事業費**及び**失業対策事業費**の合計を指します。総額は 32 億 6,281 万円、前年度比で△9.6%、3 億 4,624 万円のマイナスとなりました。内訳は、全額が普通建設事業費で、災害復旧事業費及び失業対策事業費の支出はありませんでした。

普通建設事業費は、東京都が指定した特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震改修の実施に伴い支出した助成金の増、給食センター跡地会議室棟建設工事の実施に伴う増はあったものの、令和 6（2024）年度に国立駅南口子育ち・子育て応援テラスが完成したことや、第二小学校改築工事の進捗に伴う工事費等の減が大きく、総額では 3 億 4,624 万円の減となりました。

□その他の経費

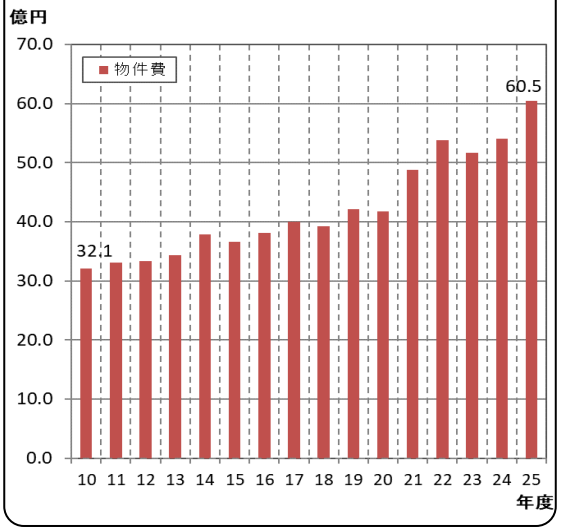
その他の経費の分類として、事業の委託料や光熱水費、通信運搬費、備品購入費、設備機器の賃借料などの物件費、補助金や講師謝礼、他の自治体等に対する負担金などの補助費等、施設の維持補修費、基金に積立てを行う費用である積立金、特別会計への支出である繰出金などがあります。

物件費は、60 億 4,829 万円、前年度比で+11.9%、6 億 4,227 万円のプラスとなりました。新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種委託料等の減はあったものの、令和 6（2024）年度に完成した国立駅南口子育ち・子育て応援テラスの指定管理料の通年化、自治体 DX 推進のための自治体情報システム標準化移行委託料等の増があり、全体として増となりました。

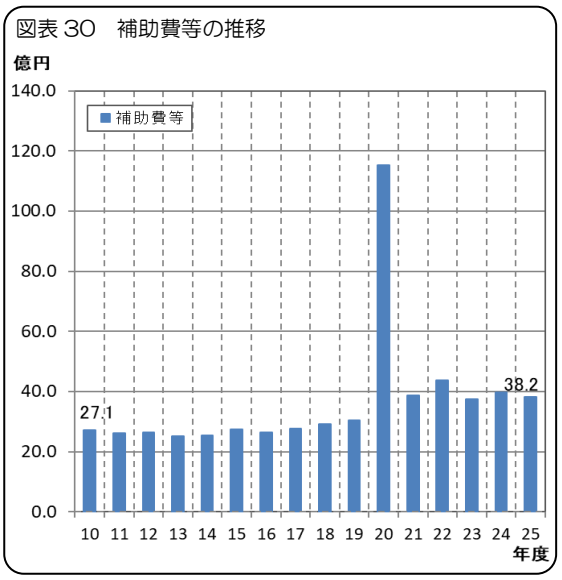
補助費等は、38 億 2,013 万円、前年度比で△3.8%、1 億 5,177 万円のマイナスとなりました。学校給食費補助金の増があったものの、国・都支出金返納金及び下水道事業会計補助金等の減により、全体として減となりました。

積立金は、11 億 1,696 万円、前年度比で+3.5%、3,783 万円のプラスとなりました。「財政調整基金」への積み立て等が減となったものの、「都市計画事業基金」への積み立て等が増となったため、全体として増となりました。

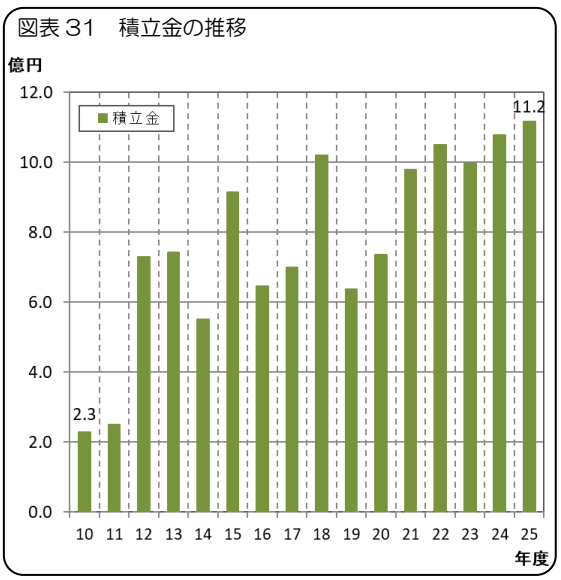
図表 29　物件費の推移



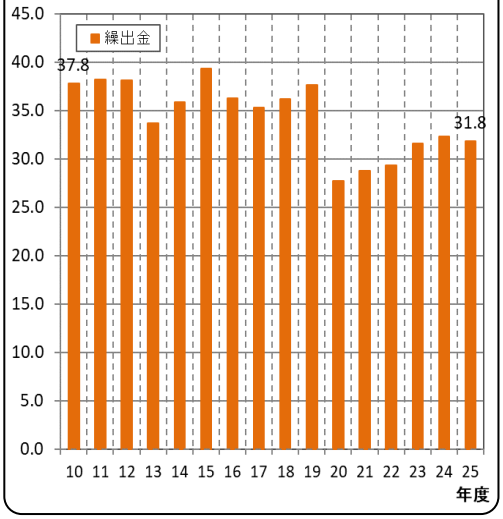
図表 30　補助費等の推移



図表 31　積立金の推移



図表 32　繰出金の推移



市の財政上の課題のひとつである**繰出金**は、31 億 8,293 万円、前年度比で△1.6%、5,077 万円のマイナスとなりました。繰出金とは、一般会計から特別会計へ支出される費用のことです。国立市の特別会計は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の 3 会計となります。下水道事業が公営企業会計に移行したことに伴い、下水道事業への一般会計からの支出については補助費等として分類しています。

国民健康保険特別会計への繰出金は、事務費繰出金が増となったものの、いわゆる「赤字繰出額」（本来保険税収入で賄うべきですが、それでは不足するため、一般会計からの繰出金で補てんしている額）が、7 億 547 万円から 6 億 585 万円に 9,962 万円減少したため、総額で減となっています。

介護保険特別会計への繰出金は、引き続き給付費の伸びが続いていることから介護給付費繰出金が増となっており、また、事務費繰出金も増となったことから増となっています。

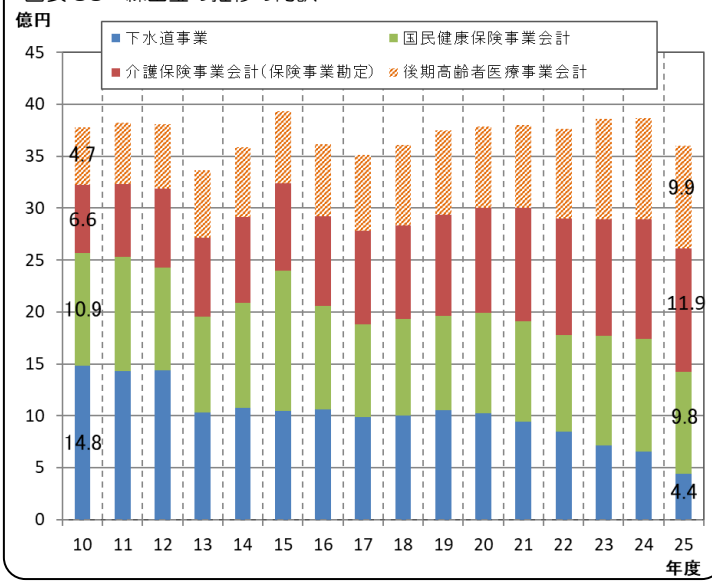
後期高齢者医療特別会計への繰出金は、保険給付費の伸びに応じた広域連合納付金が引き続き伸びており、増となっています。

下水道事業会計への補助費等は繰出金と性質上大きな相違はありません。他の特別会計と同様に、事業に充てる経費として、一般会計から支出しているものとなっています。補助費等の多くが下水道施設建設時の起債の元利償還金に充てられています。国立市の下水道管は、その大部分が雨水も汚水も一緒に流す合流管です。雨水分は自然現象に起因し、受益者が広範に及ぶことから、一般会計からの支出で賄うこととなっており、雨水分の元利償還金が主な負担となっています。

ただし、この起債の償還が進み、元利償還金への支出が減少したことなどから、令和 7（2025）年度の補助金額の総額は令和 6（2024）年度に対して 2 億 128 万円の減となっております。

また、令和 7（2025）年度における、汚水処理費のうち使用料で賄う割合である回収率は、決算ベースで 111.8%になりました。

図表 33　繰出金の推移の内訳

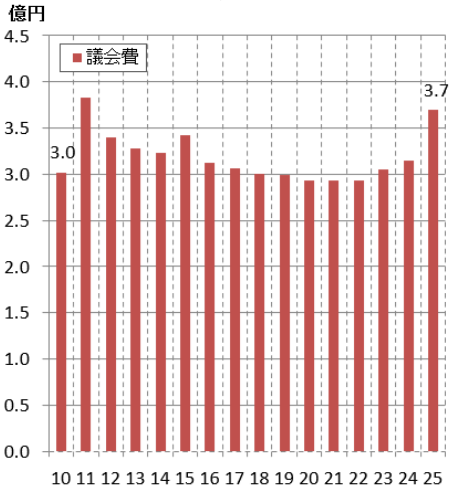


※下水道事業については令和 2（2020）年度から繰出金ではなく補助費等として支出するようになりましたが、継続して本表に含めております。

■目的別分類

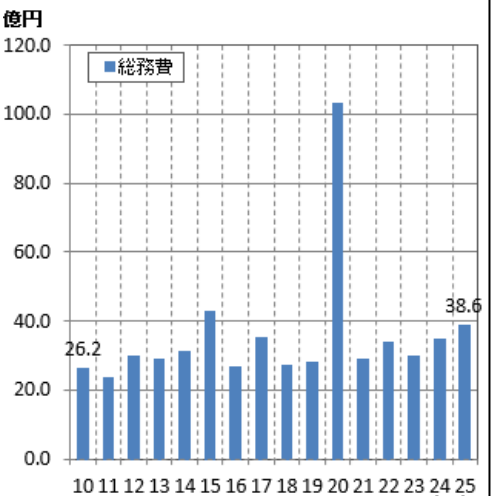
議会費は市議会の運営に要する経費で、3 億 7,010 万円、前年度比で+17.7%、5,557 万円のプラスとなりました。議員年金制度廃止に伴って議員共済会給付費負担金が平成 23（2011）年度に大きく伸びたことがあったものの、それ以降は概ね横ばいで推移しておりました。令和 7（2025）年度は、老朽化していたシステムの入替があったため、本会議場委員会室会議システム用備品費の増等により、全体で大きく増となりました。

図表 34　議会費の推移



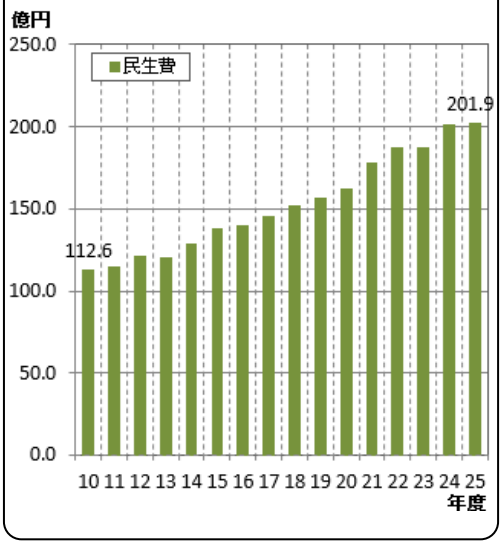
総務費は庁舎等の施設管理や戸籍、徴税事務等基礎的な行政サービス及び財政、人事等の管理部門の事務に要する経費で、38 億 6,420 万円、前年度比で+11.2%、3 億 8,982 万円のプラスとなりました。退職手当や財政調整基金積立金の減等があった一方、給食センター跡地会議室棟建設工事費や庁舎トイレ改修工事費の増等により、全体では増となりました。

図表 35　総務費の推移

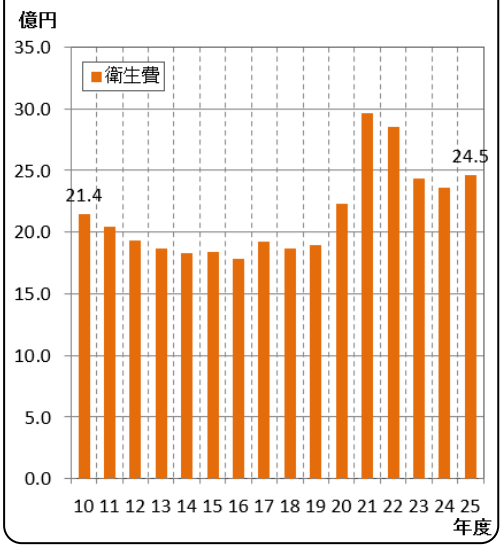


民生費は高齢者、しょうがい者、子育て世代の支援等のいわゆる福祉施策に要する経費で、201 億 8,678 万円、前年度比で+0.5%、1 億 270 万円のプラスとなりました。定額減税補足給付金の減等があった一方、しょうがい者数の増等により障害福祉サービス費が依然として伸びているほか、児童手当の増や定額減税不足額給付金の増等により、全体で増となりました。

図表 36　民生費の推移

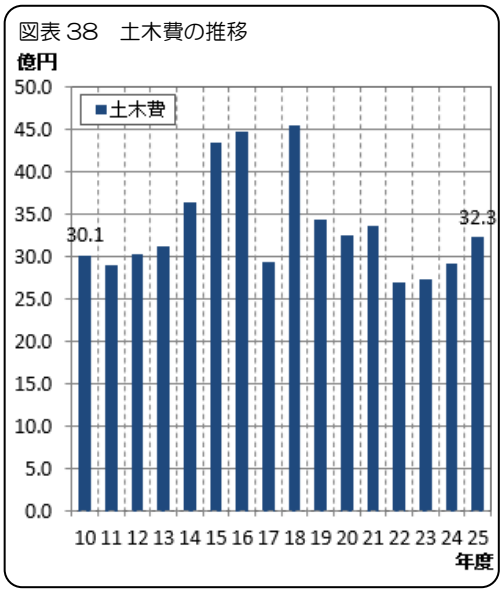


図表 37　衛生費の推移



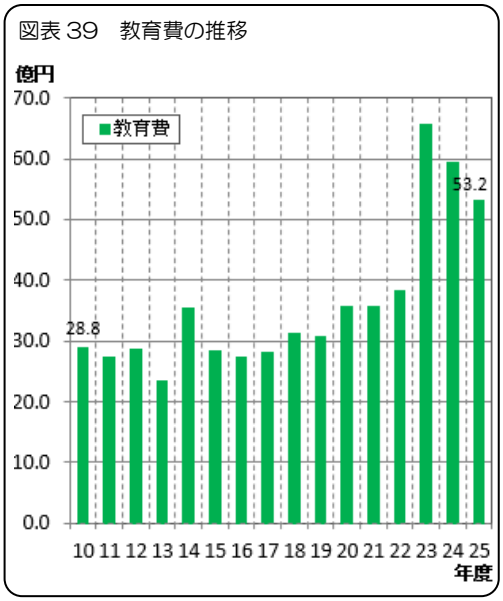
衛生費は保健衛生や環境保全に要する経費で、24 億 5,257 万円、前年度比で+4.1%、9,581 万円の増となりました。小児の定期予防接種委託料の減があった一方、帯状疱疹の予防接種委託料や環境センターの金属圧縮機更新工事費の増等により、全体では増となりました。

図表 38　土木費の推移



土木費は主に道路等のインフラ整備に要する経費で、32 億 3,029 万円、前年度比で+11.0%、3 億 1,973 万円のプラスとなりました。下水道事業会計補助金の減等があった一方、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金の増や都市計画事業基金積立金の増等により、全体では増となりました。

図表 39　教育費の推移



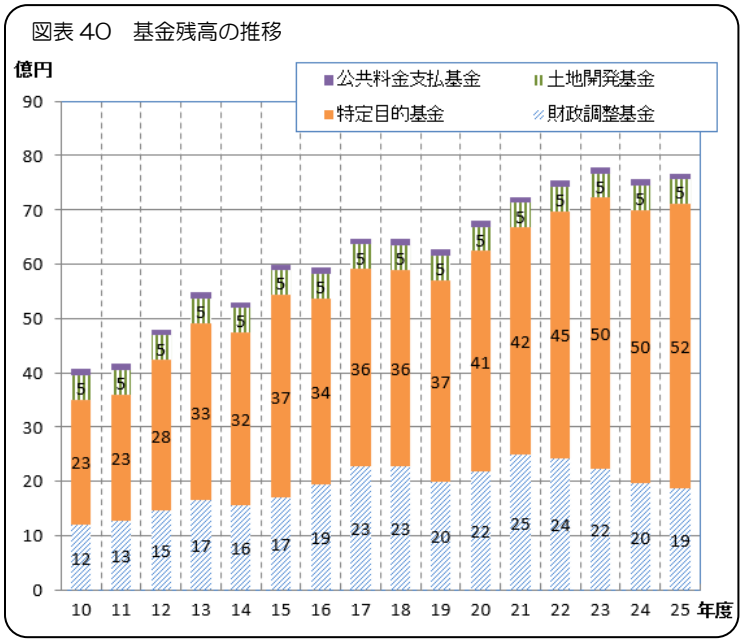
教育費は市立小中学校の運営や社会教育・体育施策に要する経費で、53 億 2,451 万円、前年度比で△10.3%、6 億 1,087 万円のマイナスとなりました。学校給食費補助金等の増があった一方、国立第二小学校改築事業費や給食センター解体工事費の減等により、全体では減となりました。

Ⅴ　基　金

■基金

基金は、主に資金を積み立てて活用する基金（積立基金）と定額の資金を運用するために設けられた基金（定額運用基金）の二つに分類されます。積立基金はさらに、年度間の収支を調整するために用いられ、目的を問わずに使うことができる「財政調整基金」と、公共施設整備などの特定の目的のために用いられる「特定目的基金」に分類されます。

令和７（2025）年度の基金全体では、積立てが 11 億 1,696 万円、取崩しが 10 億 424 万円で、差し引き 1 億 1,272 万円の増となりました。



財政調整基金は積立てが 2 億 4,001 万円、取崩しが 3 億 5,000 万円でした。また、特定目的基金は積立てが 8 億 7,696 万円、取崩しが 6 億 5,424 万円でした。その結果、令和７（2025）年度末残高は、財政調整基金が 18 億 6,411 万円、特定目的基金が 52 億 4,680 万円となりました。

積立額の大きかったものとしては、前年度決算にて生じた余剰金について義務的積立等を行うため「財政調整基金」に 2 億 4,001 万円の積立てを行ったほか、令和６（2024）年度決算において充当しきれなかった都市計画税収を「都市計画事業基金」に 7 億 1,691 万円の積立て、くにたち未来寄附（ふるさと納税）で受け入れた寄附金のうち希望する使途に沿う形で 「くにたち未来基金」に 9,444 万円の積立てを行いました。

■基金は小遣い帳のイメージで

基金が増える場合は歳出予算「基金費」の「積立金」に、減る場合は歳入予算「繰入金」の「○○基金繰入金」に計上され、それぞれの行為を、「積立て」、「取崩し」と言います。

小遣い帳の記入と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、お財布から銀行口座に預金する場合は支出に、銀行口座から引き出して、お財布にお金を入れる場合は収入に記入すると思います。自治体会計もそれと同じことです。

歳出の「積立金」が多ければ多いほど貯金が増えることになり、歳入の「繰入金」が多ければ多いほど、貯金が減ることになります。

Ⅵ 市 債

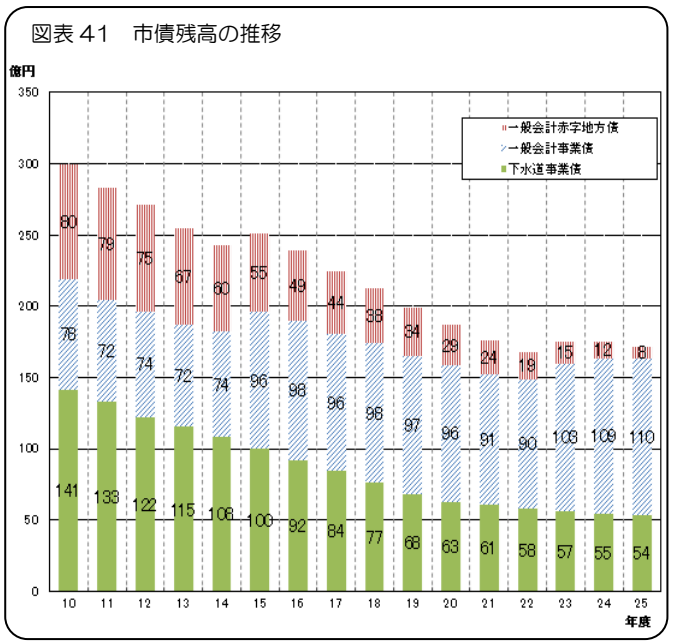
■市債

市債は①一般会計事業債、②一般会計赤字地方債、③下水道事業債の 3 つに分類されます。

令和 7（2025）年度の①一般会計事業債の借入額は 14 億 8,880 万円（A）でした。具体的な事業債は、9 ページの市債の項目に一例を記しています。なお、②一般会計赤字地方債である臨時財政対策債の借入はありませんでした。

また、令和 7（2025）年度の①②の元金償還額は 17 億 649 万円（B）、利子支払い額は 6,829 万円です。元金償還額と借入額の差引 2 億 1,769 万円（B－A）残高が減り、残高は令和 6（2024）年度末の 120 億 2,794 万円から 118 億 1,026 万円に減りました。

図表 41　市債残高の推移



下水道事業会計では、③の借入額が 4 億 1,170 万円（C）、元金償還額は 5 億 1,506 万円（D）、利子支払い額は 6,518 万円でした。元金償還額と借入額の差引で 1 億 336 万円（D－C）残高が減り、令和 6（2024）年度末の 54 億 8,175 万円から 53 億 7,840 万円に減りました。

一般会計（①②）と下水道事業会計（③）を合わせると、市全体の市債残高は 171 億 8,865 万円で、令和 6（2024）年度末の 175 億 970 万円に比べ 3 億 2,104 万円減っています。

■市債も小遣い帳のイメージで

市債は、借り入れる場合に歳入「市債」の「○○事業債」に、借金を返済する場合に歳出「公債費」の「償還金、利子及び割引料」に計上され、それぞれの行為を、「借入」、「償還」と言います。歳入でいくら借り入れたのか、歳出でいくらの元金を償還したのか、双方の差引で、市債（借金）残高は増減することになります。

借金を小遣い帳に記入することはあまりないかもしれませんが、市債も基金と同様に小遣い帳と同じイメージで考えるとわかりやすいです。小遣い帳はお財布に入っているお金を管理するものなので、借金をして、お財布にお金を入れる場合は収入に記入し、お財布から借金返済のためにお金を支払う場合は支出に記入すると思います。自治体会計も同様です。

市債は、土地や施設などの資産形成の負担を、世代間で公平に分担するという意味があるため、単純に減らせばよいというものではありません。事業に見合う形で計画的に活用していく必要があります。

Ⅶ　財政に関する指標

■経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政の弾力性を示す指標として用いられている指標で、経常的な収入に対する経常的な支出に充てた財源の割合を表しています。経常収支比率が高いほど、本来使い道の限定されない経常的な収入（市税等）の多くを経常的な支出（行政を運営する上で毎年必要になる経費）に使っていることを表し、逆にこの比率が低いほど公共事業や新規事業を実施する財源的な余裕があることを表します。

この値は、現在 2 つの表し方があります。1 つは①赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値、もう 1 つは②赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値です。公式な数値としては、平成 12（2000）年度までは②の数値を、平成 13（2001）年度以降は①の数値を用いています。これは平成 13（2001）年度の普通交付税制度の改正において、国の地方交付税特別会計が国債を発行して地方の財源不足分を補てんする方式から、地方自治体が臨時財政対策債を発行して直接補てんする方式に切り替わったことによるものです。ここでは、数値の継続性を見るために、それぞれの方式での数値を算出しています。

■経常収支比率の算出式

$$\frac{\text{A　経常経費充当一般財源等（経常的な経費に充てた一般財源の額）}}{\text{B　経常一般財源総額（経常的な歳入で、税など一般財源として整理される額）}}$$

① 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えた数値

⇒　B＝　経常一般財源＋（減税補てん債＋臨時財政対策債（赤字地方債））

② 赤字地方債を分母（収入）の経常一般財源に加えない数値

⇒　B＝　経常一般財源

分子（A）は歳出、分母（B）は歳入の項目です。

分子（A）にあたる「経常経費充当一般財源等」とは、支出している額のうち、経常的にかかる費用で、市税などの「経常一般財源」で負担するべき額です。例えば、生活保護制度の場合、法律で支給額の 3/4（75%）は国が負担し、残りの 1/4（25%）を市が負担するルールとなっています。仮に支給額が 1 億円だとすると、7,500 万円が国から負担金として市の歳入に入るので、残りの 2,500 万円を市税などの一般財源が負担します。この 2,500 万円が「経常経費充当一般財源等」となります。

令和 7（2025）年度決算の国立市の経常収支比率は、①、②どちらの場合も 97.0%となり、前年度の 99.0%に比べて 2.0 ポイント改善しておりますが、依然として高い状況です。

なお、平成 25（2013）年度～平成 27（2015）年度、平成 30（2018）年度、令和 3（2021）年度に

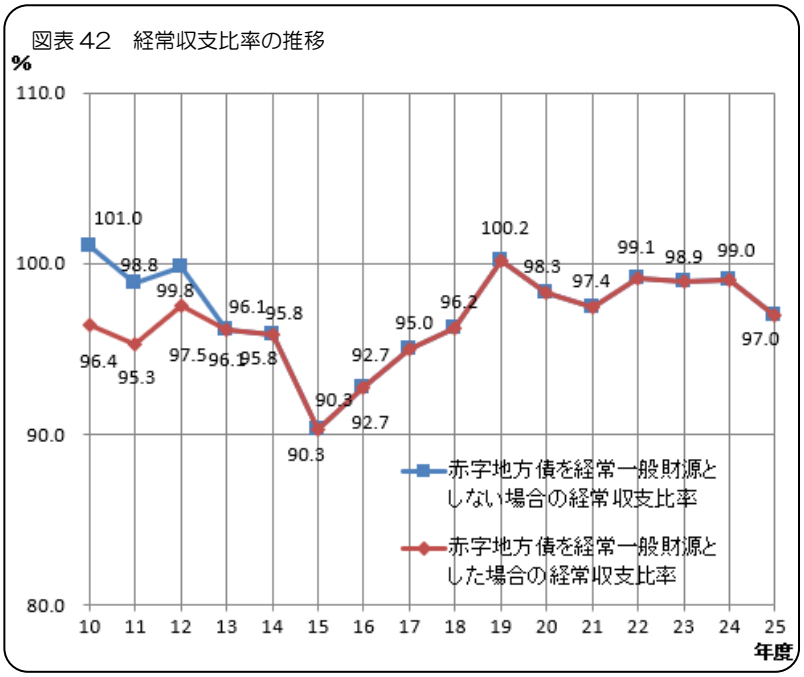
おいては臨時財政対策債の借入れを行いませんでした。平成 28（2016）年度～平成 29（2017）年度、令和元（2019）年度～令和 2（2020）年度、令和 5（2023）年度～令和 6（2024）年度は普通交付税不交付団体となったことから、令和 7（2025）年度は国全体の発行可能額がゼロとなったことから、臨時財政対策債発行可能額がゼロとなりました。また、令和 4（2022）年度は基準財政需要額において臨時経済対策費が創設されたことによる再算定の結果、普通交付税が不交付から追加交付となったものの、臨時財政対策債発行可能額がゼロとなりました。そのため、①と②が同じになっています。

経常収支比率が改善した理由ですが、まず、分母（B）である歳入面は、前年度に比べ市税が増となったことや、地方消費税交付金や株式等譲渡所得割交付金が増となったことにより、189 億 4,176 万円、前年度比で+2.7%、4 億 9,916 万円のプラスとなりました。

一方、分子（A）である歳出面は、国立駅南口子育ち・子育て応援テラス指定管理の通年化による物件費の増や、介護保険介護給付費繰出金や維持補修費の増等があり、183 億 6,535 万円、前年度比で+0.6%、1 億 684 万円のプラスとなりました。

結果として、分子（A）の増を上回って分母（B）が増となったことにより、経常収支比率が改善しました。

図表 42　経常収支比率の推移



近年、国立市では、市債残高、交付税制度を検討して、臨時財政対策債の借入を抑制してきました。臨時財政対策債は、普通交付税を算出する過程で毎年度の発行可能額が決まっていましたが、令和 7（2025）年度は国全体で発行可能額がゼロとなりました。仮に発行できる場合でも、後年度に元利償還金の負担が生じるため借入を行わず、臨時財政対策債に頼る財政運営を行わないよう努めています。

Ⅷ　健全化判断比率等

■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）とは

□経緯

地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）が平成 21（2009）年 4 月に全面施行されました。

財政健全化法は、地方自治体の財政健全化への寄与を目的としており、北海道夕張市のような財政破綻を未然に防ぐ役割を担っています。

夕張市が財政破綻に陥った際には、巨額な負債を返済するために、学校の統廃合や病院の縮小といった行政サービスの整理縮小に加え、税率の見直し等による住民負担の増加が余儀なくされました。こうした深刻な事態を繰り返さないため、旧再建制度の課題を踏まえ、これを克服する形で財政健全化法の仕組みが構築されています。

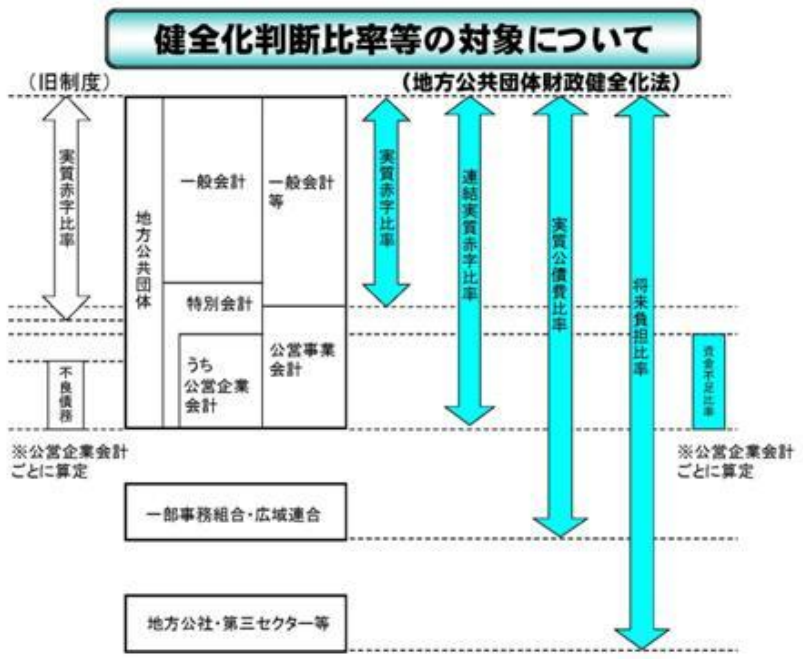
□財政健全化法の概要

財政健全化法ができる前の、地方自治体の再建制度の課題として、分かりやすい財政情報の開示等が不十分であること、再建団体の基準しかなく早期是正機能がないこと、ストック（負債等）の指標がないこと、公営企業にも早期是正機能がないことなどが挙げられていました。

これらの課題を受け、財政健全化法では、健全化判断比率・資金不足比率という指標を用いることとしました。この中にはストックの指標である将来負担比率や公営企業の指標である資金不足比率という新しい指標も含まれています。そして、毎年度これらの指標を監査、議会、都道府県、国へと報告するといった過程で市民に情報を開示する仕組みが作られました。

また、財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設け、自主的な改善努力による財政の早期健全化を促す仕組みが作られました。先ほどの指標がある一定限度を超えると早期健全化団体（イエローカード）となり、自主的な財政再建を行うこととなります。指標がそれより悪化し、ある一定限度を超えると財政再建団体（レッドカード）とな

図表 43 健全化判断比率等の対象について



総務省 HP（https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index2.html）より

り、国等の関与による財政再建が行われるという仕組みになりました。総務省サイト上（https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index1.html）に詳しい制度が紹介されていますのでご参照ください。

■令和７（2025）年度健全化判断比率及び資金不足比率

国立市の令和７（2025）年度決算における**健全化判断比率**及び**資金不足比率**は下記のとおりです。国立市はいずれの指標も早期健全化基準・経営健全化基準を下回っています。

○健全化判断比率

（単位：％）	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市の指数	－	－	4.1	3.3
早期健全化基準	12.59	17.59	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○資金不足比率

（単位：％）	資金不足比率
国立市の指数	－
経営健全化基準	20.00
財政再生基準	

※「－（バー）」は、数値がないことを表しています。

■各指標の分析

健全化判断比率・資金不足比率は、財政の健全化を示す指標の一つではありますが、これらが一定の基準を下回っていれば、財政運営に問題がないというわけではありません。これらの指標を分析し、将来の財政運営を適切に行っていく必要があります。

下記では、指標ごとに、指標の意味するところ、指標の推移や増減理由、今後の見通しを見ていきます。

□実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で割って算出します。

○実質赤字比率の推移

（単位：％）	2021（令和３）	2022（令和４）	2023（令和５）	2024（令和６）	2025（令和７）
実質赤字比率	－（△6.15）	－（△4.72）	－（△3.91）	－（△2.68）	－（△3.85）

国立市の場合、健全化判断比率算定上の一般会計等に該当するのは一般会計だけで、令和 7(2025)年度は、国立市の一般会計に赤字はなく、実質赤字比率は△3.85%になりました。赤字でない限りは比率がないものとされ、「－（バー)」と表示されます。国立市においては、現在の制度が始まった平成 19（2007)年度以降「－」ですが、財政調整基金（貯金）の取崩しや、状況に応じた臨時財政対策債（借金）の発行等を行うことにより、一般会計が赤字決算とならないようにしています。逆に言うと、一般会計の決算が赤字になるということは、貯金が枯渇し、やり繰りの余地が失われた極めて深刻な状態であると言えます。

平成 24（2012）年度まで、国立市は収入不足を臨時財政対策債の発行により補ってきました。つまり、後年度へ負担を先送りしている状態にありました。単年度の赤字を借金や基金取崩し等により補てんすることが続くと、いずれ実質収支が赤字となってしまいます。

財政の健全化に向けた取り組みは、財政破綻に陥ってから講じるのでは遅く、日頃からの継続的な取り組みが不可欠です。実質赤字比率については、これまで「－（赤字なし)」を維持してきましたが、今後も引き続きこの水準を堅持していく必要があります。

□資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。実質赤字比率と似た概念の指標です。

○資金不足比率の推移

（単位：%）	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
資金不足比率	－ （△5.7）	－ （△10.6）	－ （△21.8）	－ （△33.2）	－ （△41.6）

国立市の場合、下水道事業会計が公営企業に該当しますが、下水道事業会計でも資金不足、つまり赤字はなく、比率は△41.6%、指数欄は「－」と表示されます。平成 19（2007)年度以降「－」であり、赤字がない状況が続いています。

資金不足比率だけを見ると、指数上は問題がないように見えますが、国立市では、本来は下水道使用料で賄わなければならない部分について、一般会計からの負担金・補助金（令和元（2019）年度以前は繰出金）により補てんし、黒字を保ってきました。独立採算の原則から、税収を主な財源とする一般会計の負担額を減らしていかなくてはなりません。令和 2（2020）年度から公営企業会計へ移行したことにより、「下水道事業経営戦略」に基づいて財政健全化に向けた取り組みを進め、令和 6（2024）年度に引き続き、令和 7（2025）年度も汚水処理費全額を使用料で賄うことができました。

資金不足比率はこれまでも「－」を維持してきましたが、今後も引き続きこの水準を堅持していく必要があります。

■標準財政規模　：　自治体の規模を測るものさし

健全化判断比率の４指標を算出する式の分母に用いられるのが標準財政規模です。地方自治体が標準的な状態で、通常収入される見込みの経常的な一般財源の規模を示すもので、地方税や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などを合計したものです。

例えば、大都市である横浜市にとっての１億円の赤字と、国立市にとっての１億円の赤字では重みが違います。標準財政規模は、自治体の規模（身の丈）を表すために考えられたもので、これを用いることにより、規模の違う自治体も同じ指標を使い比較することができます。なお、令和７（2025）年度の国立市の標準財政規模は、180 億 8,585 円です。

□連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計だけでなく、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方自治体全体としての赤字の程度を指標化し、地方自治体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

○連結実質赤字比率の推移

（単位：%）	2021 (令和３)	2022 (令和４)	2023 (令和５)	2024 (令和６)	2025 (令和７)
連結実質赤字比率	－ （△8.68）	－ （△7.11）	－ （△6.28）	－ （△5.80）	－ （△7.82）

国立市の場合、全ての会計とは、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計になります。令和７（2025）年度は、全ての会計で黒字となり、連結実質赤字比率は△7.82%、指数欄は「－」と表示されます。平成 19（2007）年度以降「－」であり、赤字がない状況が続いています。今後も引き続きこの水準を堅持していく必要があります。

□実質公債費比率

実質公債費比率は、地方自治体の借入金の返済額（公債費）及びこれに準じる債務の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。収入のうち、どのくらいを借金返済に充てているかを示すものです。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、「１年間のローン返済額」を１年間の収入で割った割合を示す指標です。住宅ローン等の返済額の割合が大きいと、旅行など、自由に使えるお金が減ってしまいます。

○実質公債費比率の推移

（単位：%）	2021 (令和３)	2022 (令和４)	2023 (令和５)	2024 (令和６)	2025 (令和７)
実質公債費比率 （３ヵ年平均）	0.7	1.7	2.5	3.4	4.1
実質公債費比率 （単年度）	1.72	2.64	3.24	4.33	5.01

令和７（2025）年度の実質公債費比率（３ヵ年平均）は4.1%となりました。

特定財源として分子から控除される都市計画税充当可能額の減や、普通交付税で措置されるため分母分子から控除される元利償還金に係る基準財政需要額算入額の減などにより、単年度ベースの指標が前年に比べ悪化したことから、３ヵ年平均も悪化しました。

実質公債費比率の算定上、普通交付税で措置されることを前提に、公債費等の一部が分母及び分子から控除されていますが、国立市は普通交付税の不交付団体であるため、実際には普通交付税による補填がありません。このため、その他の一般財源等により公債費等を賄わなければならないため、指標の数字から受ける印象以上に、重い負担がかかっています。

また、実質公債費比率は事業の実施に影響を受けます。今後影響を与えうる事業として、公共施設の更新や改修、国立駅周辺まちづくり事業、市が加入している一部事務組合が管理している施設の大規模改修などが挙げられます。これらの事業実施に伴う借入は、後年度の公債費を増加させる要因となります。事業実施年度を調整しながら、実質公債費比率を管理していく必要があります。

□将来負担比率

将来負担比率は、地方自治体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。将来一般会計等が被る負担の推計額が年間収入のどれくらいに当たるのかという比率になります。

家計に例えると、住宅ローンや自動車ローンを組んでいる家庭において、それらの「ローン残高」を１年間の収入で割った割合を示す指標です。

○将来負担比率の推移

（単位：%）	2021 (令和３)	2022 (令和４)	2023 (令和５)	2024 (令和６)	2025 (令和７)
将来負担比率	－ （△19.4）	－ （△17.5）	－ （△5.0）	2.3	3.3

令和７（2025）年度の将来負担比率は3.3%となり、令和６（2024）年度に引き続き将来負担額が充当可能財源等よりも多い状態となりました。

一般会計において市債の借入額よりも償還額が大きかったことによる地方債現在高の減や、下水道債の償還が進んだことによる下水道事業会計における繰入金見込額の減などがあった一方、都市計画事業関連市債残高の減に伴う都市計画税充当可能額の減などにより、数値としては悪化しました。

ストックの指標である将来負担比率、その要素の中でも地方債現在高の増加は、フローの指標である実質公債費比率が後年度上昇する要因となります。世代間の公平性という観点から起債が認められていることを考えると、必ずしも地方債を発行することが悪いということではありません。「国立市健全な財政運営に関する条例」により、地方債残高を適正な水準に管理し、今後必要となる国立駅周辺のまちづくり、公共施設の更新といった事業に対応できるようにしていかなくてはなりません。

Ⅸ　財政運営判断指標の推移

■国立市健全な財政運営に関する条例について

□経緯

国立市財政改革審議会から平成 25（2013）年 8 月に提出された最終答申において、「少子高齢化が進む厳しい時代にあっても、地方公共団体が住民福祉の向上をめざし、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、その財政が健全であることが必要であり、行財政の定期的・継続的な見直しを行うためには、岐阜県多治見市の「健全な財政に関する条例」のように、これまでの方策から一歩進んだ仕組みの構築が必要である」との提言があり、これについて検討を進めてきました。

特定目的基金を含めた実質単年度収支の算出式

（普通会計の単年度収支）＋（基金積立額）＋（繰上償還額）－（基金取崩額）（千円）

健全財政条例は、多治見市をはじめとしていくつかの先進的な地方自治体が制定しており、国立市としても、健全で規律のある財政運営の確保を図るための一つの手段として、健全財政条例を制定することが適当であると判断し、平成 28（2016）年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、同 4 月より施行しました。

□本条例の特徴

平成 28（2016）年 4 月より制定された本条例の特徴として、

1　国立市は特別会計への多額の繰出金が財政運営上の課題の一つとなっていることから、「特別会計の自立的な運営」について明記。
2　財政改革審議会最終答申に明記されている市財政運営の基本原則を、条例の基本原則として明記。
3　基本原則に沿った財政運営が図られているかどうかを判断できる財政運営判断指標を、①「特定目的基金を含めた実質単年度収支」、②「経常収支比率」、③「義務的経費比率」、④「人口１人あたりの基金現在高」、⑤「人口１人あたりの地方債現在高」、⑥「債務償還可能年数」の 6 つとして明記。

などが挙げられます。

□特定目的基金を含めた実質単年度収支

特定目的基金を含めた実質単年度収支は市の予算書や決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を図るための指標です。市の一般（普通）会計の外には、財政調整基金のほか、国立駅周辺整備基金や職員退職手当基金といった特定の目的を持った基金があります。これら基金から多くの繰入をすることで、決算において、見かけ上指標が良く見えてしまうことがあります。そのため、こういった特定目的基金まで含めて一つの会計とみなして単年度収支を計算することで、市の予算書や

決算書などには明確に出てこない財政運営の状況を見ることができます（通常の実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金への積立額と地方債繰上償還額を加え、財政調整基金からの取崩額を差し引いた額）。

この指標が中長期的にマイナスとなっていると、健全な財政運営が行われていない状態となります。

国立市の令和 7（2025）年度決算では、本指標は 3 億 3,557 万円でした。普通会計の単年度収支がプラスであったことや基金取崩額が減少したことなどが影響し、数値はプラスに転じました。

○特定目的基金を含めた実質単年度収支の推移

（単位：千円）	2021（令和 3）	2022（令和 4）	2023（令和 5）	2024（令和 6）	2025（令和 7）
特定目的基金を含めた実質単年度収支	855,263	55,638	127,890	△418,275	335,572

□経常収支比率

経常収支比率は、26 ページにある計算式にて算出され、地方自治体の財政の弾力性を示し、経常的な支出を経常的な収入でどれだけ賄えているかを測る指標です。この指標が 100％を超えると、経常的な支出を経常的な収入が賄えていない状態となり、さらに中長期的に 100％を超えていると、臨時需要に対する財政的余裕がなくなっている状態となります。国立市の令和 7（2025）年度決算では、本指標は 97.0％となっており、弾力的な財政運営が難しい状況になっています。

○経常収支比率の推移

（単位：％）	2021（令和 3）	2022（令和 4）	2023（令和 5）	2024（令和 6）	2025（令和 7）
経常収支比率	97.4	99.1	98.9	99.0	97.0

□義務的経費比率

義務的経費比率は市の標準的な収入規模に対する、義務的経費である人件費、公債費及び扶助費の割合で、財政構造の硬直性を測る指標です。

義務的経費比率の算出式

$$\frac{\text{普通会計の義務的経費充当一般財源等＋義務的経費充当市町村総合交付金}}{\text{標準財政規模}} \times 100\ (\%)$$

この比率が年々高まっている場合は、義務的経費が増大傾向にあり、市の裁量で柔軟な行政運営を行うことが難しい状態となります。国立市の令和 7（2025）年度決算では、本指標は 59.9%となり、多摩 26 市において最も高い状況でした。分母となる標準財政規模が増加したうえ、分子となる義務的経費充当額についても、第 1 子保育料無償化に伴う東京都からの保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金等の歳入増により縮小したことから、比率が減少しました。

○義務的経費比率の推移

（単位：%）	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
義務的経費比率	58.4	61.1	64.6	66.4	59.9

□人口１人あたりの基金現在高

人口１人あたりの基金現在高は基金現在高の大きさを測る指標です。この額が低くなるほど、基金の目的に沿った事業展開ができなくなる可能性があります。国立市の令和 7(2025)年度決算では、本指標は 10.1 万円でした。

人口１人あたりの基金現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末基金現在高（万円）}}{\text{当該年度 1 月 1 日の国立市の人口（人）}}$$

○人口１人あたりの基金現在高の推移

（単位：万円）	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
人口１人あたりの基金現在高	8.7	9.2	9.5	9.2	10.1

□人口１人あたりの地方債現在高

人口１人あたりの地方債現在高は地方債現在高の大きさを測る指標です。この額が高くなるほど、後年度において元利償還金が市財政を圧迫する可能性があります。国立市の令和 7（2025）年度決算では、本指標は 15.5 万円でした。

人口１人あたりの地方債現在高の算出式

$$\frac{\text{普通会計の当該年度末地方債現在高（万円）}}{\text{当該年度 1 月 1 日の国立市の人口（人）}}$$

○人口１人あたりの地方債現在高の推移

（単位：万円）	2021 (令和３)	2022 (令和４)	2023 (令和５)	2024 (令和６)	2025 (令和７)
人口１人あたりの地方債現在高	15.1	14.4	15.6	15.8	15.5

□債務償還可能年数

債務償還可能年数は、市の実質債務（将来負担額から充当可能な基金残高等を控除した額）を、市が経常的に確保できる資金（毎年度の収入から定例的に支出する額を除いた額）で返済する場合、何年で償還できるかを示す理論値です。

債務償還可能年数の算出式

$$\frac{\text{将来負担額－充当可能財源}}{\text{経常一般財源等（歳入）等 － 経常経費充当財源等}}$$

※「国立市健全な財政運営に関する条例施行規則」改正により算出式見直し（R2(2020)年度決算より適用）。

この数値が大きいほど、債務の償還能力が低く、身の丈に合った財政運営ができていない可能性があります。国立市の令和７（2025）年度決算では、本指標は 2.8 年でした。

○債務償還可能年数の推移

（単位：年）	2021 (令和３)	2022 (令和４)	2023 (令和５)	2024 (令和６)	2025 (令和７)
債務償還可能年数	1.8	2.2	2.8	3.1	2.8

資　料　編

令和７年度 決算状況

団体コード	132152	市町村類型	Ⅱ－３
団体名	国立市	７年度交付税種地区分	２－９

人口

国調	７年	76,587 人
	増減率（７年／２年）	△ 0.7 %
住民基本台帳	８．１．１	76,460 人
	対前年度増減率	0.8 %
	（参考）６５才以上人口 ８．１．１	19,011 人

指定団体等の状況

過疎
山村
離島
不交付
広域行政圏
首都
近郊整備
既成市街地

面積 8.15 ｋ㎡

事務の共同処理の状況

＜ごみ・し尿処理＞
東京たま広域資源循環組合
多摩川衛生組合

＜収益事業＞

＜その他＞
東京市町村総合事務組合
立川・昭島・国立聖苑組合
東京都後期高齢者医療広域連合

指数等

基準財政需要額	13,428,717 千円
基準財政収入額	13,861,344 千円
標準財政規模	18,085,849 千円
うち臨時財政対策債発行可能額	0 千円
財政力指数	単年度（ 1.025 1.032 ）
実質収支比率	3.9 %
公債費負担比率	8.0 %
経常収支比率	97.0 %
地方債現在高 A（特定資金公共投資事業債除く）	11,810,257 千円
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	12,737,240 千円
積立金現在高 C	7,110,913 千円
（うち財政調整基金）	（ 1,864,109 ）
将来にわたる財政負担 A＋B－C	17,436,584 千円
積立基金取崩額	1,004,244 千円
収益事業収入	0 千円

健全化判断比率※

実質赤字比率	―	(12.59) %
連結実質赤字比率	―	(17.59) %
実質公債費比率	4.1	(25.0) %
将来負担比率	3.3	(350.0) %

決算収支の状況（千円）

	令和７年度	令和６年度
1. 歳入総額 A	39,624,947	38,963,396
2. 歳出総額 B	38,893,697	38,447,010
3. 歳入歳出差引額（A－B） C	731,250	516,386
4. 翌年度に繰り越すべき財源 D	34,665	42,653
5. 実質収支（C－D） E	696,585	473,733
6. 単年度収支 F	222,852	△ 195,109
7. 積立金 G	240,007	335,959
8. 繰上償還金 H	0	0
9. 積立金取崩額 I	350,000	600,000
10. 実質単年度収支（F＋G＋H－I） J	112,859	△ 459,150

一般職員（８．４．１現在）

区分	職員数 A 人	４月分給料支払総額 B 千円	１人当り支給月額 B/A 円
一般職員	441	152,771	346,420
うち技能労務職	1	188	188,000
教育公務員	2	982	491,000
消防職員			
臨時職員			
合計	443	153,753	347,072

特別職等（８．４．１現在）

区分	改定実施年月日	１人当り平均給料（報酬）月額 円
市町村長	R7.4.1	807,500
副市町村長	R7.4.1	757,950
教育長	R7.4.1	742,500
まちづくり政策監	R7.9.19	742,500
議長	H8.12.1	575,000
副議長	H8.12.1	515,000
議員	H8.12.1	490,000
議員定数（ 21 人）		

公営事業の状況

事業名	法適用	実質収支額 千円	普通会計からの繰入金 千円	職員数 人
国民健康保険（事業勘定）		92,958	975,731	9
介護保険（保険事業勘定）		138,862	1,192,122	24
介護保険（介護サービス事業勘定）		0	25,117	0
後期高齢者医療		22,174	299,912	3
下水道事業	有	92,809	444,312	8

国保事業会計の状況

加入世帯数	9,957 世帯
被保険者数	13,613 人
１世帯当り保険税調定額	141,000 円
被保険者１人当り保険税調定額	103,132 円
被保険者１人当り費用	523,434 円
保険税（料）	1,411,365 千円
保険給付費	4,493,936 千円
国民健康保険事業費納付金	2,354,828 千円

※（）書きは、早期健全化基準である。

歳入

区分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %
地方税	16,714,499	42.2	15,373,736	81.2
地方譲与税	126,901	0.3	126,901	0.7
利子割交付金	78,001	0.2	78,001	0.4
配当割交付金	235,190	0.6	235,190	1.2
株式等譲渡所得割交付金	353,975	0.9	353,975	1.9
地方消費税交付金	2,062,608	5.2	2,062,608	10.9
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0
軽油引取税・自動車取得税交付金	0	0.0	0	0.0
自動車税環境性能割交付金	36,306	0.1	36,306	0.2
法人事業税交付金	355,408	0.9	355,408	1.9
地方特例交付金	53,280	0.1	53,280	0.3
地方交付税	69,709	0.2	0	0.0
普通	0	0.0	0	0.0
特別	69,709	0.2		
震災復興特別	0	0.0		
交通安全対策特別交付金	7,617	0.0	0	0.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0	0	0.0
小計	20,093,494	50.7	18,683,022	98.6
分担金・負担金	127,699	0.3	0	0.0
使用料	286,515	0.7	143,301	0.8
手数料	401,766	1.0	0	0.0
国庫支出金	7,589,258	19.2		
都支出金	7,051,665	17.8		
財産収入	142,212	0.4	105,315	0.6
寄附金	76,706	0.2		
繰入金	1,090,721	2.7		
繰越金	516,386	1.3		
諸収入	759,725	1.9	10,118	0.0
地方債	1,488,800	3.8		
うち減収補塡債特例分	(0)	(0.0)		
うち臨時財政対策債	(0)	(0.0)		
合計	39,624,947	100.0	18,941,756	100.0

性質別歳出

区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一財等 千円	経常収支比率 %
人件費	6,625,597	17.0	5,622,746	5,393,630	28.5
うち職員給	3,172,430	8.2	2,752,900	2,752,900	14.5
扶助費	12,925,210	33.2	3,288,052	3,112,231	16.4
公債費	1,776,103	4.6	1,776,103	1,776,103	9.4
元利償還金	1,774,773	4.6	1,774,773	1,774,773	9.4
一時借入金利子	1,330	0.0	1,330	1,330	0.0
小計	21,326,910	54.8	10,686,901	10,281,964	54.3
物件費	6,048,292	15.6	3,960,571	3,734,164	19.7
維持補修費	135,665	0.3	72,474	72,474	0.4
補助費等	3,820,128	9.8	2,500,895	2,130,297	11.2
積立金	1,116,964	2.9	1,037,947		
投資及び出資金・貸付金	0	0.0	0	0	0.0
繰出金	3,182,925	8.2	2,815,926	2,146,455	11.3
前年度繰上充用金	0	0.0	0		
投資的経費	3,262,813	8.4	356,164		
うち人件費	101,144	0.3	101,144		
内訳 普通建設事業費	3,262,813	8.4	356,164		
内訳 補助	934,856	2.4	83,145		
内訳 単独	2,327,957	6.0	273,019		
内訳 その他	0	0.0	0		
災害復旧事業費	0	0.0	0		
失業対策事業費	0	0.0	0		
合計	38,893,697	100.0	21,430,878		

歳入一般財源等
22,162,128 千円
経常経費充当一般財源等
18,365,354 千円
減収補塡債特例分及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率
97.0 %

市町村税

区分		決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額×100/75 千円	超過課税分収入済額 千円
市町村民税	個人分	7,990,113	47.8	6.5	7,770,284	0
	法人分	690,048	4.1	△ 5.6	658,219	72,772
固定資産税		6,210,638	37.2	2.0	5,978,221	0
軽自動車税		62,244	0.4	4.7	56,012	0
市町村たばこ税		420,693	2.5	0.5	413,327	
鉱産税		0	0.0		0	0
特別土地保有税		0	0.0		0	
法定外普通税		0	0.0		0	
目的税		1,340,763	8.0	1.6	0	0
入湯税		0	0.0		0	0
事業所税		0	0.0		0	
都市計画税		1,340,763	8.0	1.6	0	
法定外目的税		0	0.0		0	
旧法による税		0	0.0		0	0
合計		16,714,499	100.0	3.7	14,876,063	72,772

目的別歳出

区分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円
議会費	370,097	0.9	321,373
総務費	3,864,198	9.9	2,804,844
民生費	20,186,780	51.9	8,869,111
衛生費	2,452,573	6.3	1,648,324
労働費	177,612	0.5	114,528
農林水産業費	76,454	0.2	68,164
商工費	222,038	0.6	155,826
土木費	3,230,286	8.3	2,057,028
消防費	1,213,047	3.1	723,546
教育費	5,324,509	13.7	2,892,031
災害復旧費	0	0.0	0
公債費	1,776,103	4.6	1,776,103
諸支出金	0	0.0	0
前年度繰上充用金	0	0.0	0
合計	38,893,697	100.0	21,430,878

納税義務者数

個人均等割
42,734 人

法人税割
2,960 人

令和7年度大規模事業 （単位：百万円）

小学校施設改築事業費	645
小学校非構造部材耐震化対策工事	388
学校給食費補助金	277
旧本田家住宅解体復元及び管理事業費	251
定額減税不足額給付金	229
自治体情報システム標準化移行委託料	187
都市計画道路3・4・8号線整備事業費	124
デジタル地域通貨事業費	96
国立駅南口駅前広場整備	68
テニスコート人工芝張替事業	52

区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
市町村税合計	99.6	63.2	99.5
（徴収猶予分除く）	(99.6)	(63.2)	(99.5)
市町村民税	99.6	59.1	99.3
純固定資産税	99.7	74.2	99.6
国民健康保険税（料）	98.2	49.3	95.9

地方財政用語集（対義語：⇔　参考：⇒）

用語		説明
あ行	依存財源	地方公共団体の財源のうち、国や都に依存して調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債など。⇔自主財源
	一般会計	地方公共団体において、基本的な行政運営にかかる経費を経理するために置く会計。⇔特別会計・公営企業会計
	一般財源	使途が特定の目的に限定されず、どのような経費にも充当することができる財源。具体的には、市税、税連動交付金、地方交付税などが該当する。⇔特定財源
か行	基金	一般会計や特別会計とは別に、資金を運用するために設置する財産。⇒財政調整基金、特定目的基金、定額運用基金
	起債	地方債を発行して現金を借入れること。
	基準財政収入額	普通交付税算定上の指標で、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の 75%と地方譲与税等の収入見込額の 100%の合計額を指し、交付税算定上の標準的な収入額を表している。この額が基準財政需要額を下回ると、普通交付税が交付されることになる。⇒留保財源
	基準財政需要額	普通交付税算定上の指標で、標準的な行政サービス提供にかかる経費の合計額を指し、各費目の経費は「単位費用×測定単位×補正係数」といった算式で算定されている。
	義務的経費	人件費、扶助費、公債費の合計額を指す。法令や契約等に基づいて毎年度義務的に支出しなければならない経費であり、任意に削減できない極めて硬直性の強い経費。この額が大きくなると、裁量性のある事業に投入できる財源が少なくなり、行政運営上支障となる可能性がある。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額。
	経常財源	毎年収入されることが見込まれる財源のこと。⇔臨時財源
	決算カード	決算統計や各種統計の数値を表にまとめたもの。⇒決算統計
	決算統計	総務省が毎年実施している地方財政状況調査の通称。全国の地方公共団体の普通会計を対象とした決算に関する調査で、この結果をもとに翌年度の地方財政計画を策定する。⇒普通会計
	公営企業会計	地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用した会計。発生主義に基づく複式簿記による会計処理であり、出納整理期間がない。国立市においては下水道事業会計に適用。

	公債費負担比率	一般財源総額に対する公債費充当一般財源の比率。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。
さ行	財政健全化法	正式には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」という法律で、地方公共団体における財政破たんを未然に防ぐために各種指標を用いて毎年の財政状況を確認することが義務付けられている。
	財政調整基金	年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金。剰余金を積立て、財源が不足する場合に取崩しを行うことで調整を図る。⇔特定目的基金
	財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値で、通常は直近３ヵ年の平均を用いる。この指数が単年度で１を超える場合に、普通交付税が不交付となる。
	市債（地方債）	特定の事業（おもに建設事業）の実施のために証券または証書を発行して借入れる資金のこと。
	自主財源	地方公共団体の財源のうち、自力で調達できる財源。市税、手数料、使用料、寄附金など。⇔依存財源
	市町村総合交付金	多摩地域及び島しょ地域の振興に資するため、それぞれの市町村が実施する事業の財源補完的に交付される、都からの補助金。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。一般的に地方公共団体の黒字・赤字とは実質収支が黒字・赤字のことをいう。
	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の比率。3～5%が望ましいとされている。
	実質単年度収支	単年度収支に財政調整基金積立金と繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を控除した額。
	償還	おもに地方債の返済を指す言葉。
	税連動交付金	法令の規定に基づいて国税や都道府県税の収入額に応じて交付される交付金の総称。利子割交付金や配当割交付金等。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。
	地方財政計画	内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方公共団体の行政需要のために、国税の一定割合を財源として交付される税のこと。普通交付税と特別交付税がある。
	特定財源	あらかじめ使途の決まった財源。具体的には、国庫支出金、都支出金、地方債などが該当する。⇔一般財源

	特定目的基金	公共施設整備や青少年教育など、使い道となる目的を定めて積立て、運用する基金。⇔財政調整基金
	特別会計	地方公共団体において、特定の事業にかかる経費を経理するために、法令又は条例の規定に基づいて設置する会計。国立市においては国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の３つがある。⇔一般会計・公営企業会計
	特別交付税	特別な行財政需要に応じて交付される地方交付税。
は行	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
	普通会計	地方公共団体の会計は、団体により様々でありそのままでは比較が困難なため、団体間において財政状況の比較を行うために対象とする経費を揃えた統計上の会計。
	普通交付税	全国どの地方自治体においても最低限の行政サービスを提供するため、所得税等の国税を原資として基準財政需要額に対して基準財政収入額が不足する場合に交付される地方交付税。
	普通税	使途を定めずに徴収する税。市民税や固定資産税など。⇔目的税
ま行	目的税	特定の行政目的のために使うことを定めて徴収する税。都市計画税や入湯税など。⇔普通税
ら行	留保財源	基準財政収入額の算定において、算入されなかった率分（25%）の税収等。留保財源を控除した上で、不足額が普通交付税で措置されるため、制度上は、地方公共団体において普通交付税制度が対象としていない、その団体独自の行政経費に留保財源を充てることができるとされている。
	臨時財源	一時的または毎年収入されるとは限らない収入のこと。⇔経常財源
	臨時財政対策債	基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方自治体において発行が許可される、地方債の種類の一つ。国の交付税特別会計において財源が不足した場合、かつては国債を発行して穴埋めを行っていたが、財源不足団体自らが起債することによってその財源補てんとする代わりに、その償還経費は後年度において全額が基準財政需要額に算入されることとなっている。

決算概況 令和７（2025）年度決算

令和 8 (2026)年 9 月

国立市政策経営部政策経営課
〒186-8501　東京都国立市富士見台2-47-1
電話：042-576-2111（代表）／ FAX：042-576-0264
e-mail：sec_zaisei@city.kunitachi.lg.jp